

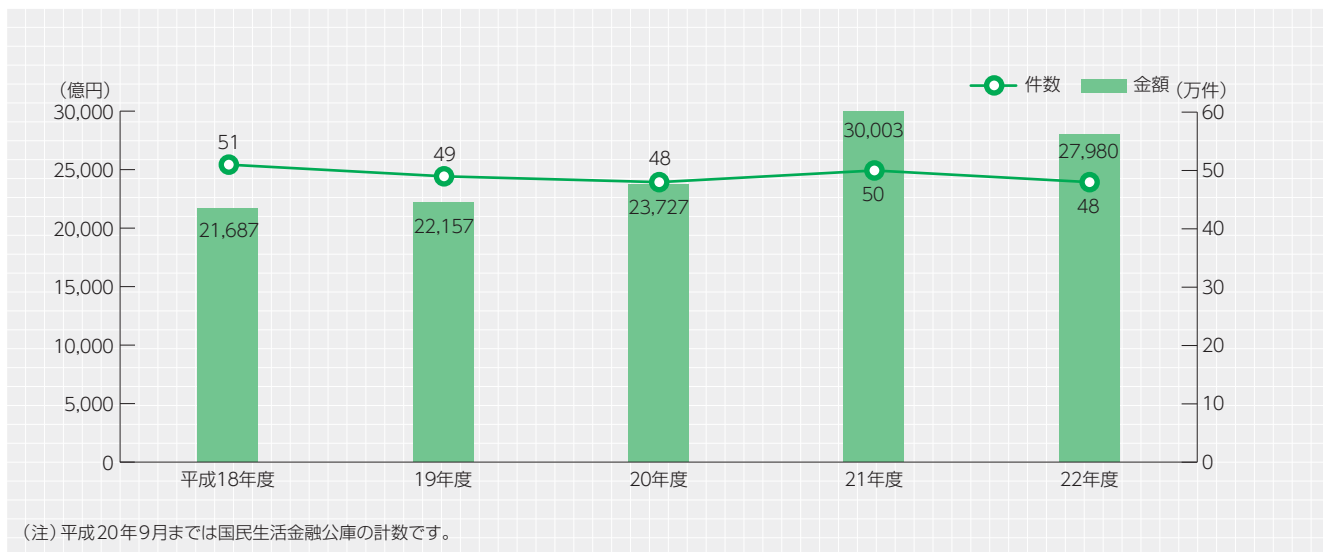
2012 2012 2012 2012 2012

1	業務実績	78
2	財務の状況	94
3	参考情報	189
4	日本政策金融公庫法	194

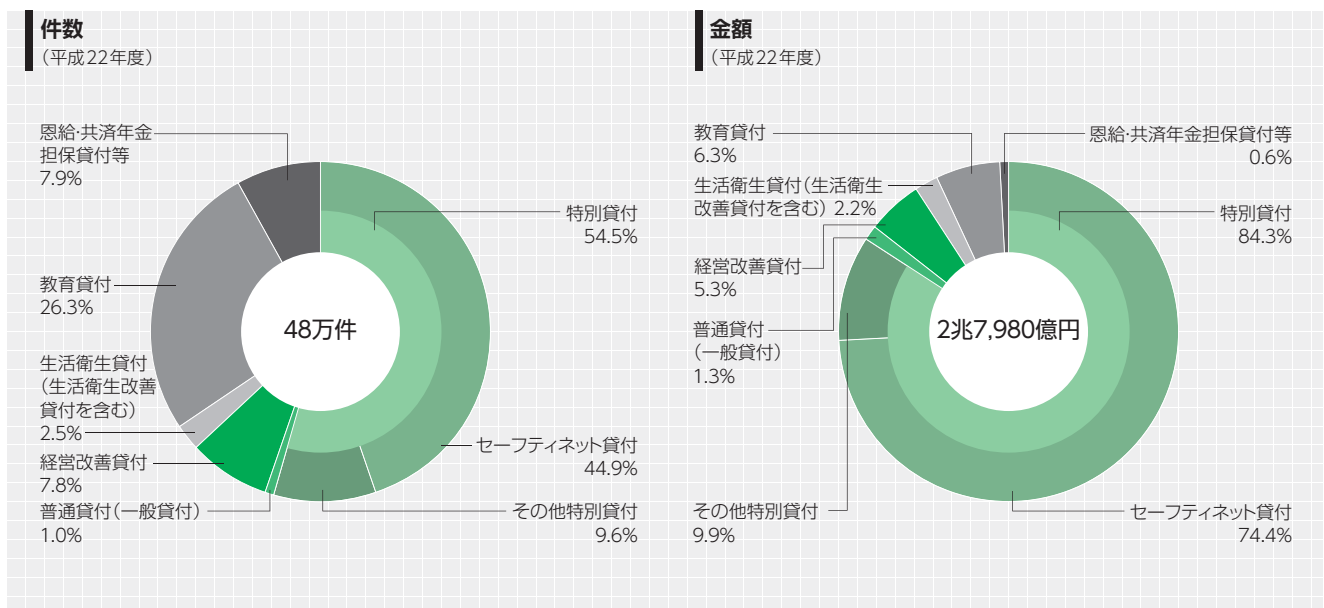
1 業務実績

国民生活事業

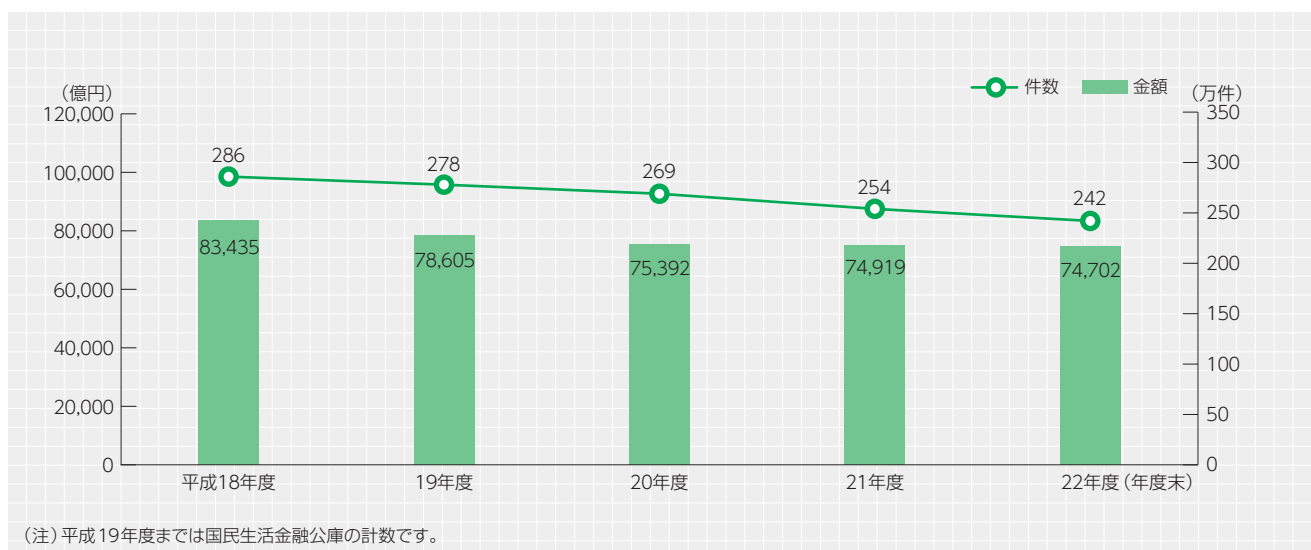
1 融資実績の推移



2 融資実績の内訳



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
製造業	8,580 (11.9)	7,887 (11.6)	7,641 (11.7)	7,996 (12.2)	7,956 (12.2)
卸売・小売業	17,354 (24.0)	16,267 (24.0)	15,604 (23.9)	15,722 (24.1)	15,916 (24.3)
飲食店、宿泊業	6,723 (9.3)	6,265 (9.2)	5,974 (9.1)	5,790 (8.9)	5,696 (8.7)
サービス業	14,509 (20.1)	13,881 (20.4)	13,585 (20.8)	13,704 (21.0)	14,139 (21.6)
建設業	10,542 (14.6)	10,160 (15.0)	9,921 (15.2)	10,195 (15.6)	10,252 (15.7)
その他	14,599 (20.2)	13,448 (19.8)	12,603 (19.3)	11,898 (18.2)	11,456 (17.5)
合計	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)

- (注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。
 3. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 4. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳 (生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
飲食店関係営業	3,316 (48.8)	2,951 (48.6)	2,641 (48.2)	2,338 (47.6)	2,079 (47.0)
旅館業	1,430 (21.0)	1,274 (21.0)	1,157 (21.1)	1,049 (21.4)	952 (21.5)
美容業	894 (13.2)	821 (13.5)	760 (13.9)	699 (14.2)	655 (14.8)
理容業	544 (8.0)	483 (8.0)	429 (7.8)	377 (7.7)	333 (7.5)
浴場業	332 (4.9)	303 (5.0)	280 (5.1)	256 (5.2)	231 (5.2)
クリーニング業	176 (2.6)	152 (2.5)	135 (2.5)	120 (2.5)	108 (2.4)
食肉販売業	54 (0.8)	43 (0.7)	37 (0.7)	33 (0.7)	30 (0.7)
興行場営業	28 (0.4)	27 (0.5)	24 (0.4)	24 (0.5)	23 (0.5)
その他	20 (0.3)	15 (0.3)	12 (0.2)	12 (0.3)	12 (0.3)
合計	6,798 (100.0)	6,073 (100.0)	5,481 (100.0)	4,912 (100.0)	4,427 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. ()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運転	36,618 (50.6)	35,237 (51.9)	35,709 (54.7)	39,998 (61.2)	42,929 (65.6)
設備	35,691 (49.4)	32,674 (48.1)	29,621 (45.3)	25,310 (38.8)	22,487 (34.4)
合計	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。
3. ()内は、構成比です。

7 融資先企業数

(単位:企業)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
融資先企業数	1,256,150	1,194,111	1,135,110	1,084,043	1,030,910

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

8 1企業あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1企業あたりの平均融資残高	5,756	5,687	5,755	6,024	6,345

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育貸付	10,753	10,358	9,749	9,326	9,035
恩給・共済年金担保貸付	357	323	301	275	243

(注) 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
300万円以下	115,452 (37.9)	112,664 (36.9)	115,962 (36.4)	106,525 (31.2)	105,367 (33.1)
300万円超500万円以下	70,621 (23.2)	69,577 (22.8)	69,891 (21.9)	66,327 (19.4)	61,391 (19.3)
500万円超800万円以下	47,858 (15.7)	46,982 (15.4)	47,169 (14.8)	51,267 (15.0)	44,721 (14.0)
800万円超	70,499 (23.2)	76,292 (25.0)	85,615 (26.9)	117,463 (34.4)	106,862 (33.6)
合計	304,430 (100.0)	305,515 (100.0)	318,637 (100.0)	341,582 (100.0)	318,341 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。
3. ()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4人以下	204,858 (67.3)	200,413 (65.6)	207,975 (65.3)	221,528 (64.8)	209,917 (65.9)
5人～9人	62,036 (20.4)	64,354 (21.1)	67,061 (21.0)	73,039 (21.4)	67,046 (21.1)
10人～19人	25,093 (8.2)	26,857 (8.8)	28,029 (8.8)	30,985 (9.1)	27,353 (8.6)
20人以上	12,397 (4.1)	13,862 (4.5)	15,546 (4.9)	16,008 (4.7)	14,010 (4.4)
合計	304,384 (100.0)	305,486 (100.0)	318,611 (100.0)	341,560 (100.0)	318,326 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
3. ()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

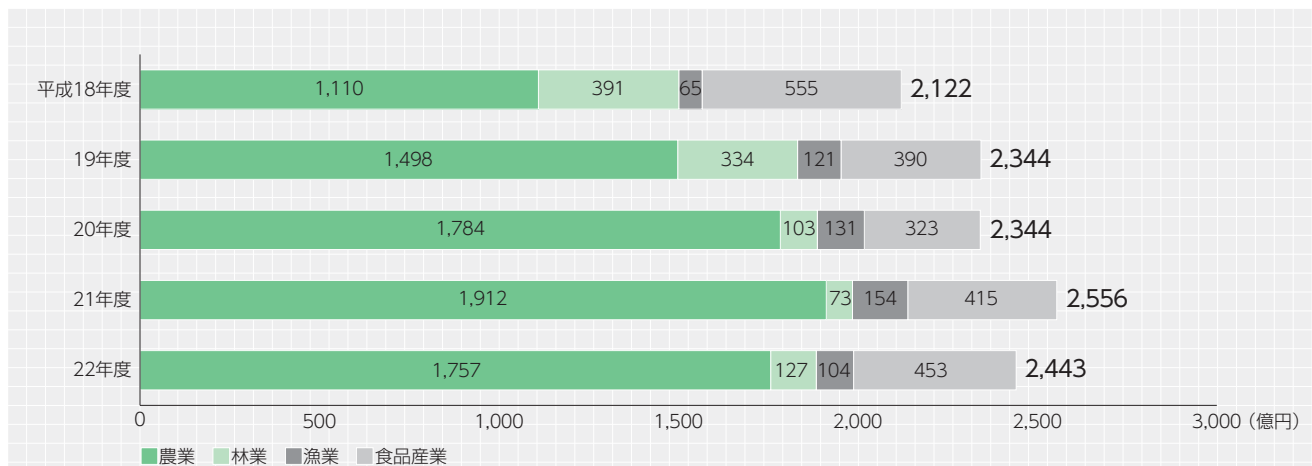
(単位:件、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
無担保融資	238,467 (78.6)	245,086 (80.4)	256,390 (80.6)	267,088 (78.3)	245,023 (77.0)	
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	64,501 (21.2)	59,425 (19.5)	61,659 (19.4)	74,105 (21.7)	73,038 (23.0)
	有価証券	110 (0.0)	61 (0.0)	44 (0.0)	37 (0.0)	32 (0.0)
	信用保証協会	476 (0.2)	201 (0.1)	16 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	5 (0.0)	5 (0.0)	3 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
合計	303,559 (100.0)	304,778 (100.0)	318,112 (100.0)	341,231 (100.0)	318,094 (100.0)	

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
3. ()内は構成比です。
4. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」および「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

農林水産事業

1 融資実績の推移

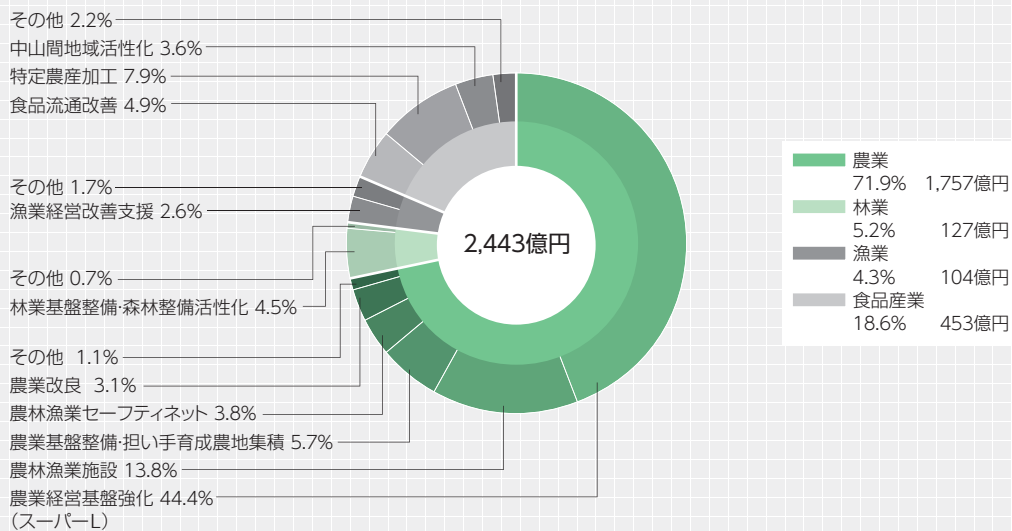


(注) 平成20年9月までは、農林漁業金融公庫の計数です。

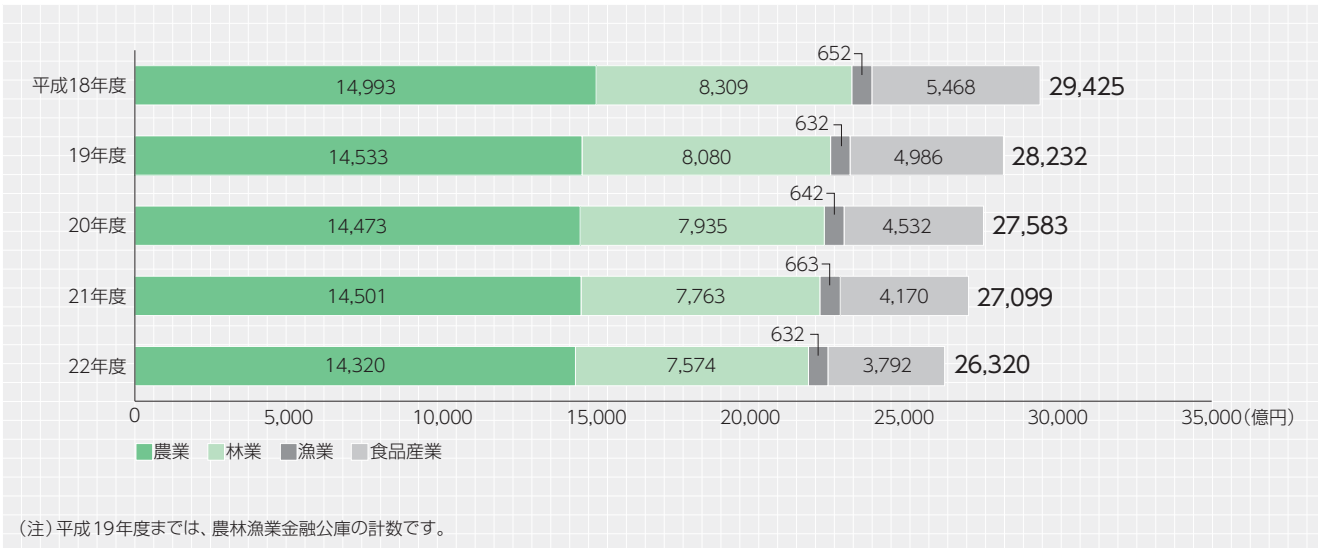
2 融資実績の内訳

金額

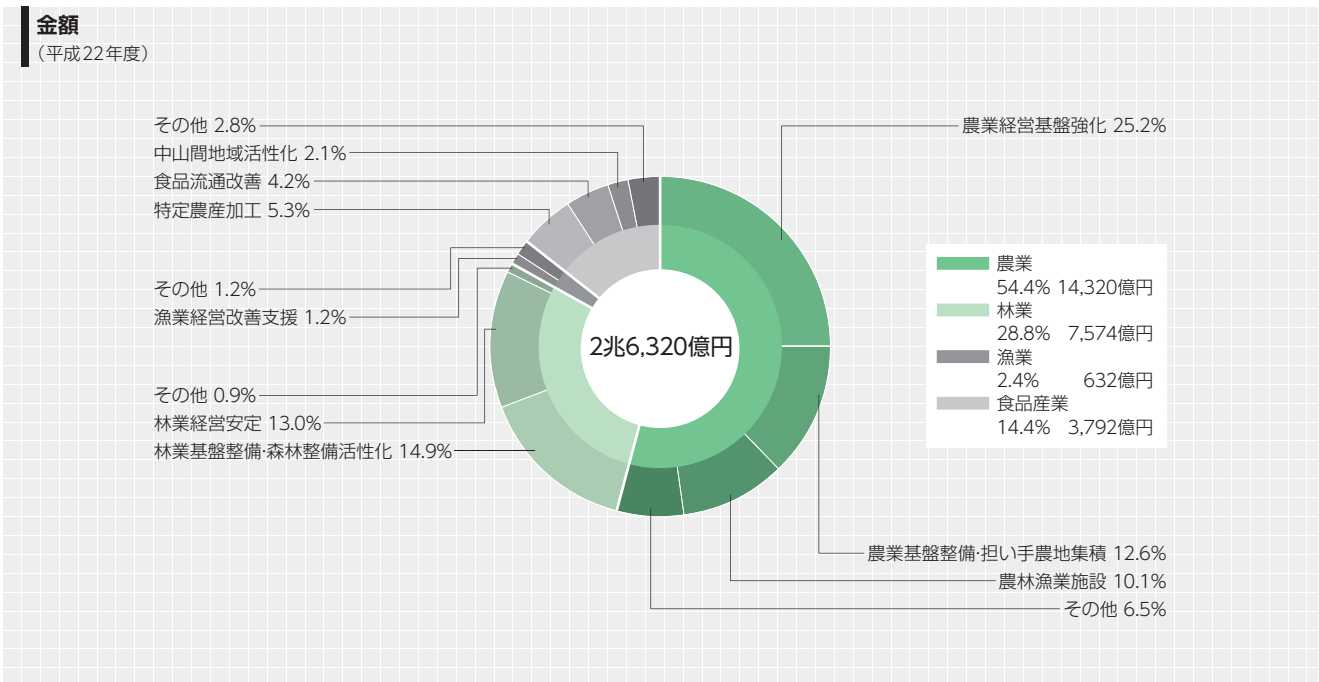
(平成22年度)



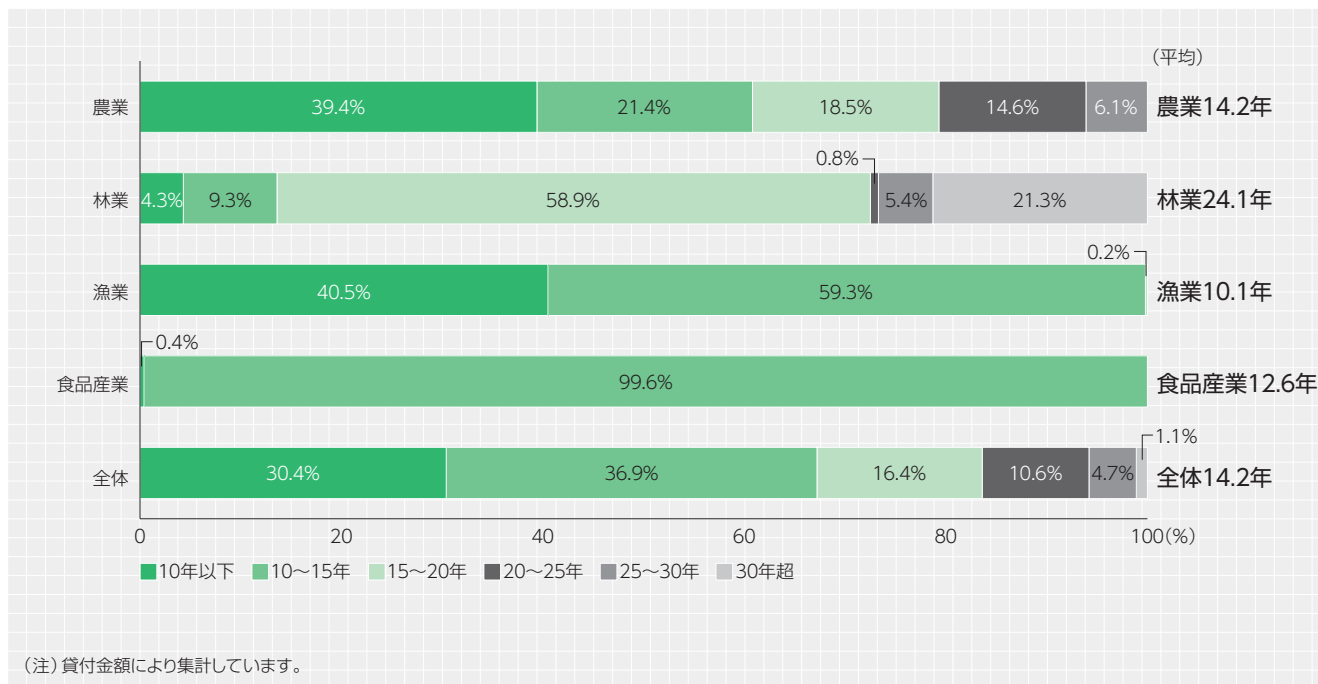
3 融資残高の推移



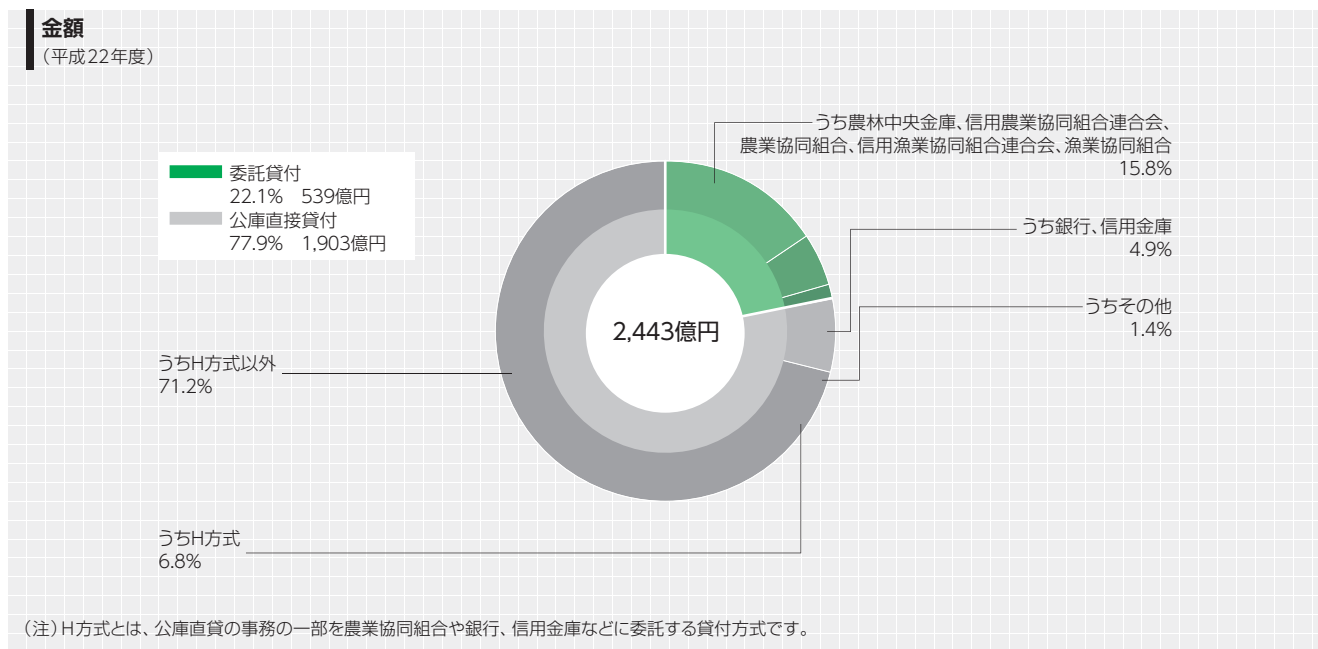
4 融資残高の業種別・資金使途別内訳



5 償還期間別の融資状況 (平成22年度)



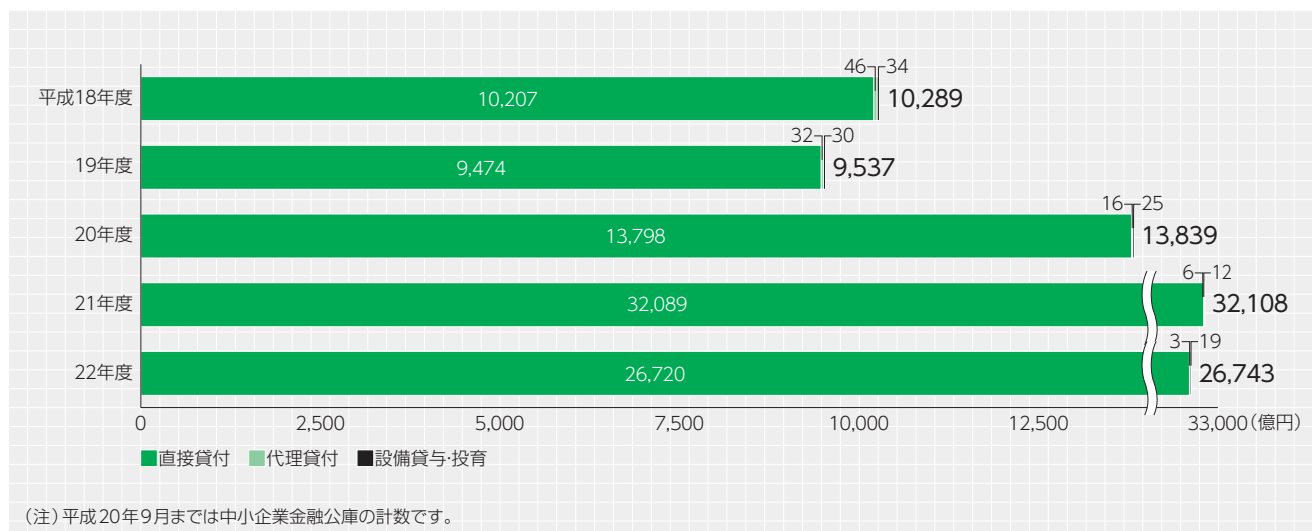
6 取扱金融機関別の融資状況



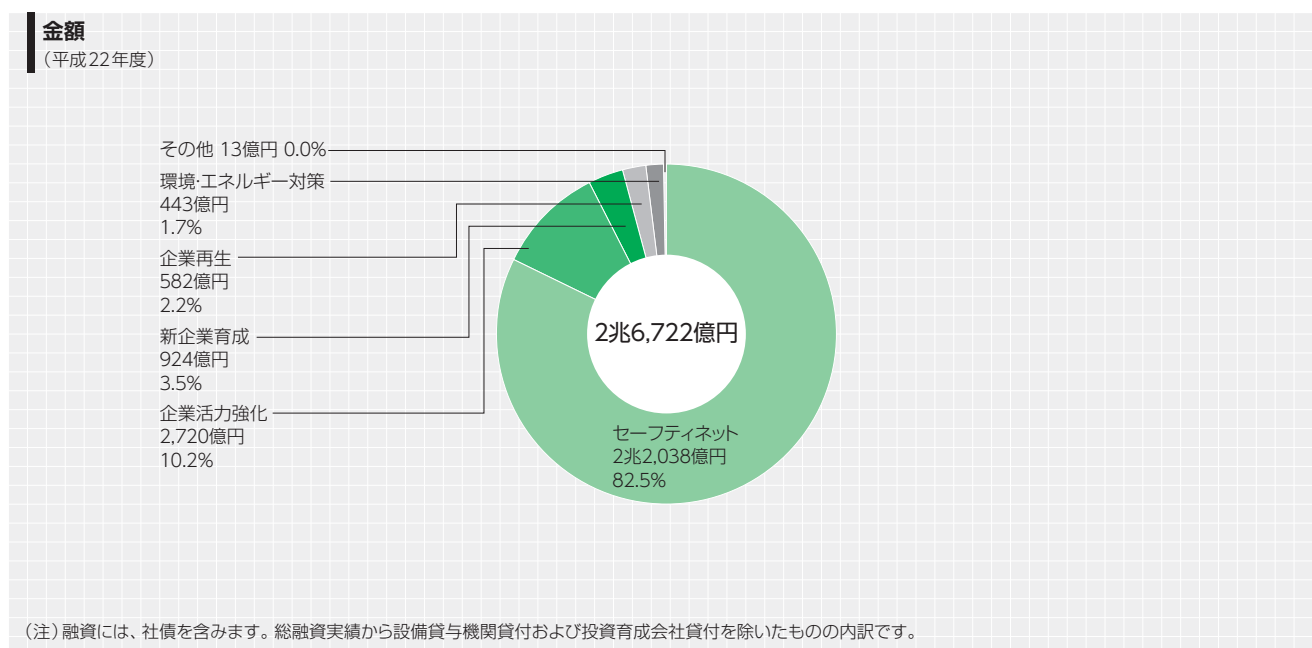
中小企業事業

I. 融資業務

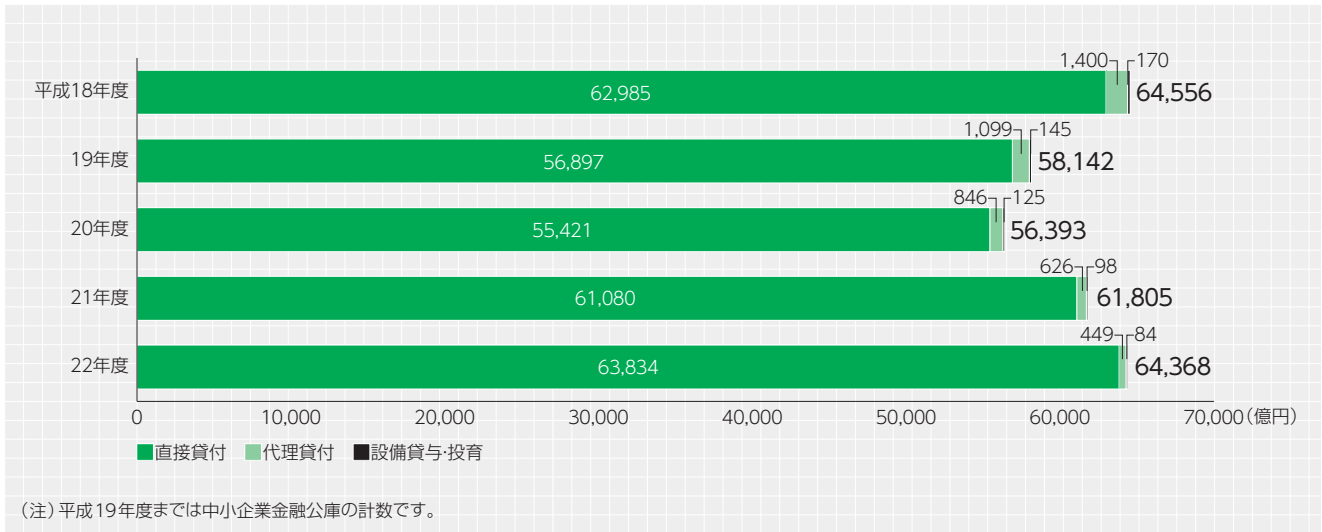
1 融資実績の推移



2 融資実績の内訳



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
製造業	31,629 (49.1)	28,143 (48.5)	27,489 (48.9)	30,073 (48.7)	31,371 (48.8)
建設業	3,728 (5.8)	3,224 (5.6)	2,961 (5.3)	3,281 (5.3)	3,299 (5.1)
物品販売業	10,141 (15.8)	9,142 (15.8)	8,963 (15.9)	10,254 (16.6)	10,890 (16.9)
運輸・情報通信業	5,398 (8.4)	4,999 (8.6)	4,817 (8.6)	5,400 (8.8)	5,689 (8.8)
サービス業	6,986 (10.9)	6,591 (11.4)	6,497 (11.5)	6,547 (10.6)	6,868 (10.7)
その他	6,504 (10.1)	5,898 (10.2)	5,541 (9.8)	6,151 (10.0)	6,164 (9.6)
合計	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運転	29,819 (46.3)	25,819 (44.5)	26,187 (46.5)	36,009 (58.4)	40,433 (62.9)
設備	34,566 (53.7)	32,177 (55.5)	30,080 (53.5)	25,697 (41.6)	23,850 (37.1)
合計	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. ()内は構成比です。

6 融資先企業数

(単位:企業)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
融資先企業数	46,717	45,438	44,519	46,139	46,330

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
2. 直接貸付先数です。

7 1企業あたりの平均融資残高

(単位:百万円)

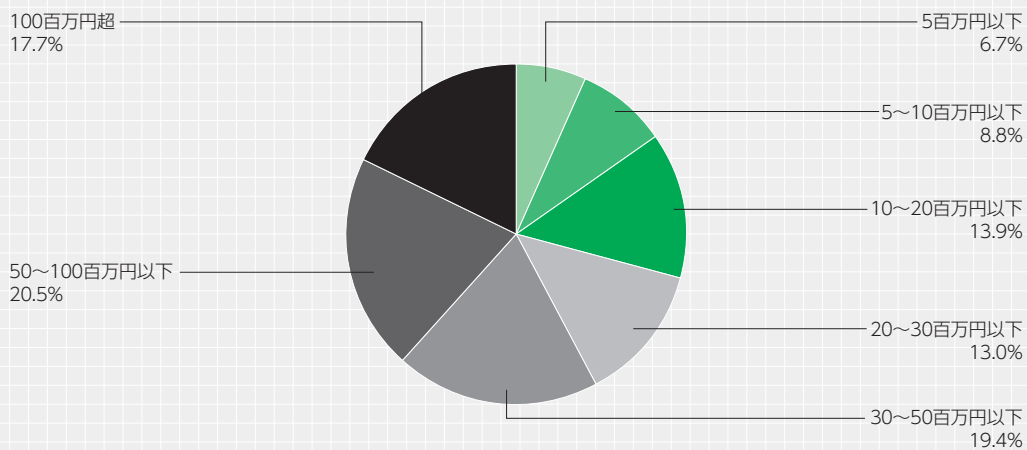
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1企業あたりの平均融資残高	134	125	124	132	137

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
2. 直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

融資割合(内訳)

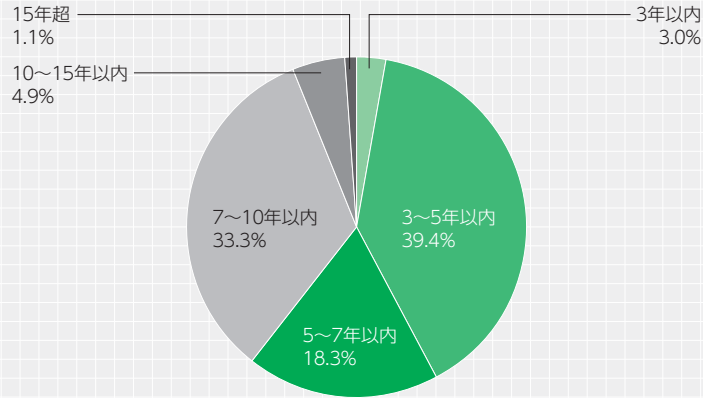
(平成22年度)



(注) 件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

融資割合（内訳） （平成22年度）



（注）金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

（単位：億円）

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	186,629	161,164	134,399
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	345,787	363,680	356,577
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	1	1	1
機械類信用保険 ^(※)	3,219	1,113	430

（※）機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の取納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

III. 証券化支援業務

（単位：億円）

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
貸付債権元本総額			
買取型 ^(※1)	—	—	33
保証型 ^(※2)	—	—	—
信託受益権等保有残高^(※3)、保証債務残高			
買取型（信託受益権等保有残高）	40	28	14
保証型（保証債務残高）	416	165	2

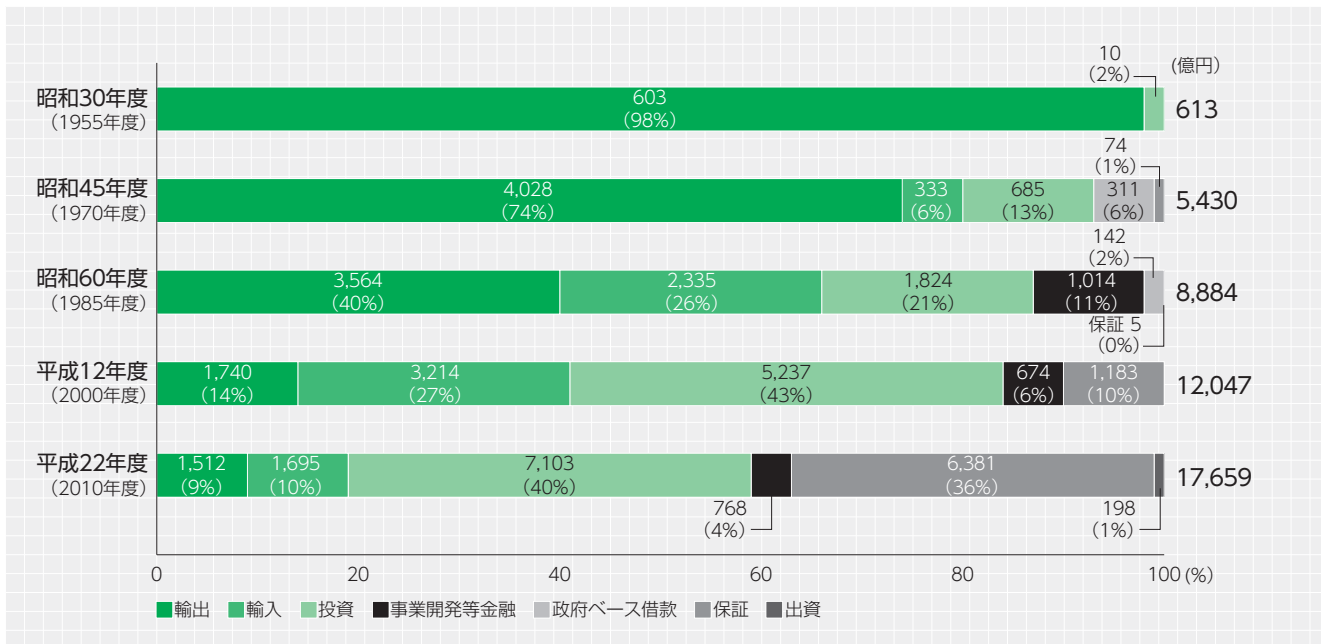
（※1）買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

（※2）保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

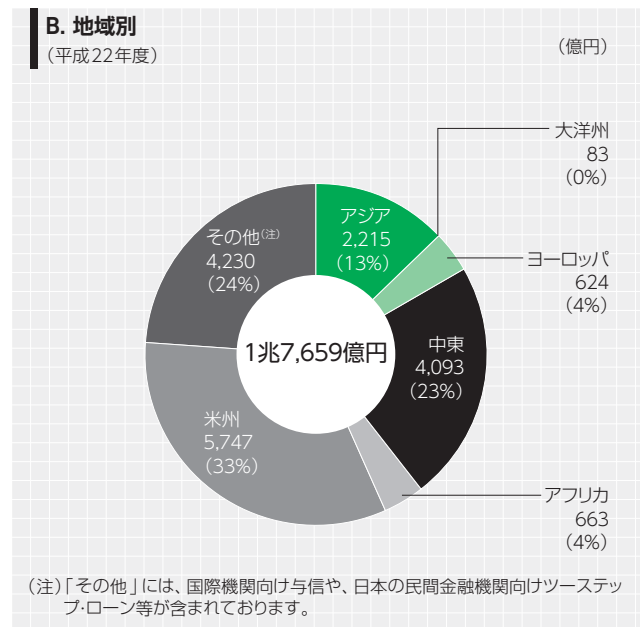
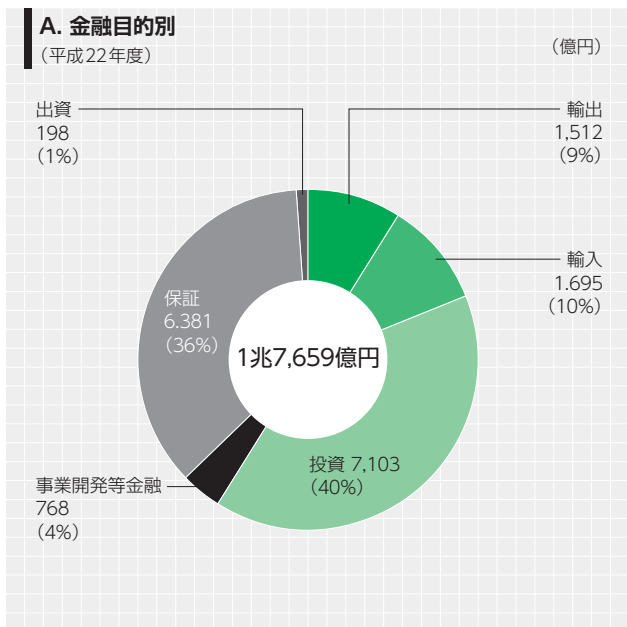
（※3）信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

国際協力銀行(JBIC)

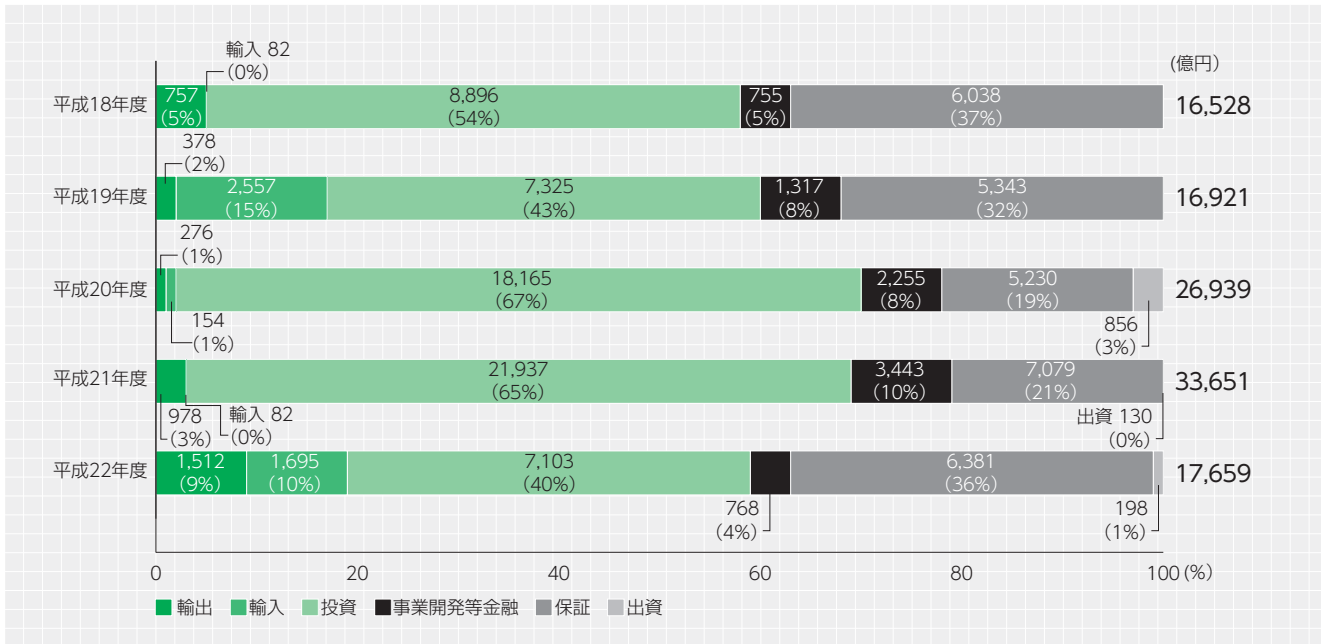
1 出融資保証実績の推移(承諾額)



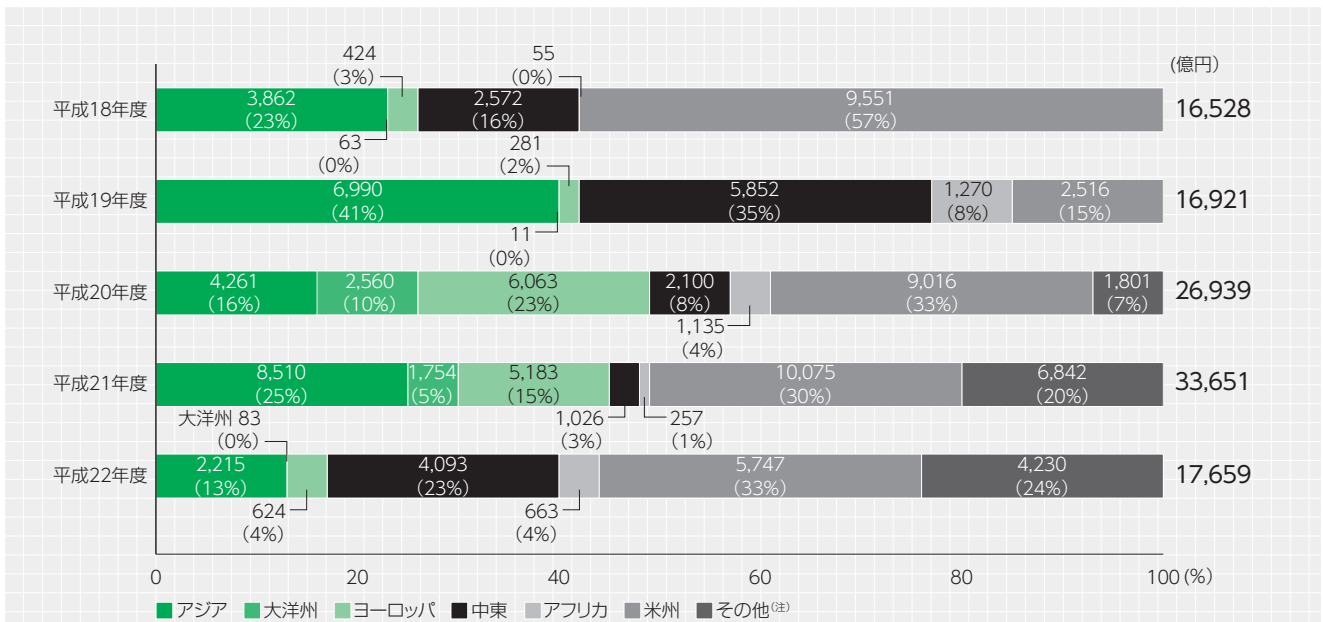
2 出融資保証承諾状況(内訳)



3 金融目的別出融資保証承諾状況推移

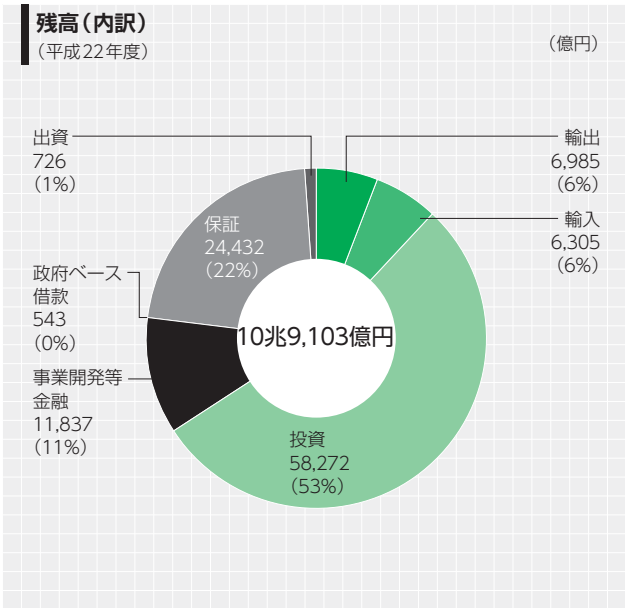


4 地域別出融資保証承諾状況推移

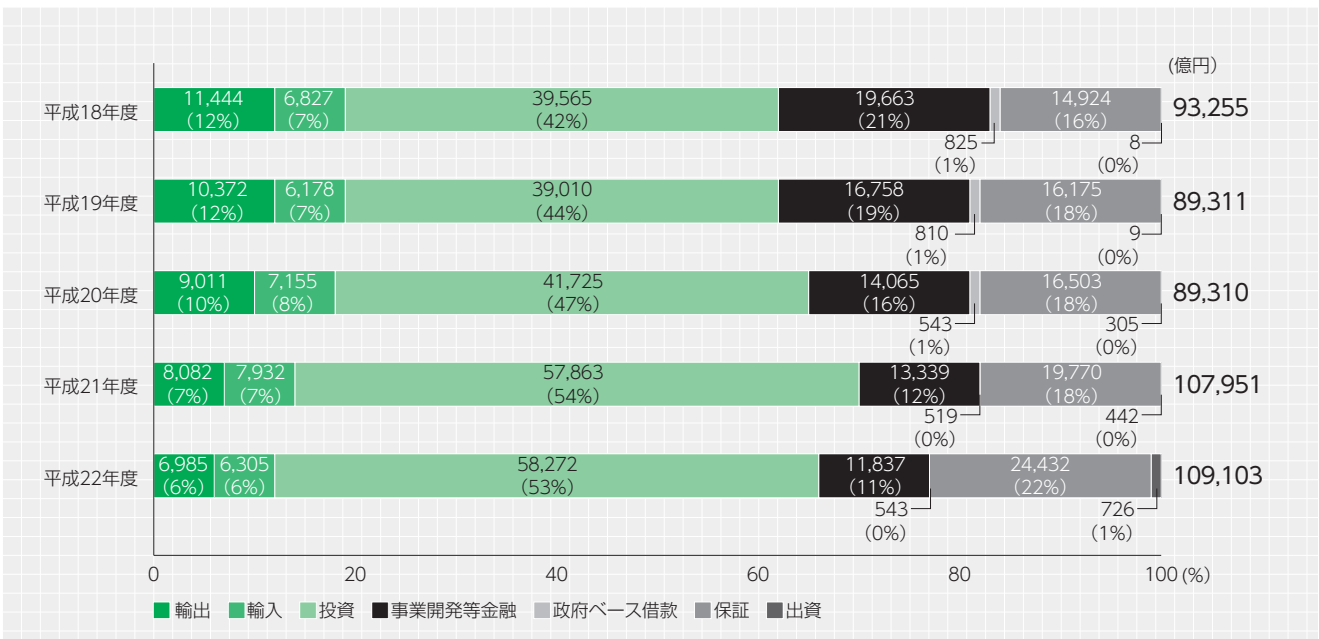


(注)「その他」には、国際機関向け与信や、日本の民間金融機関向けツーステップ・ローン等が含まれております。

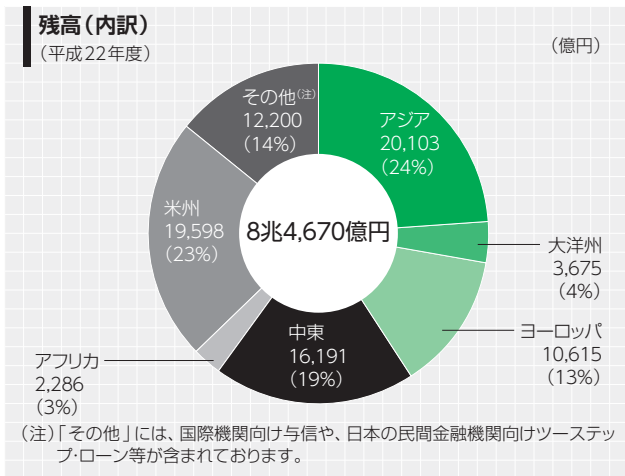
5 金融目的別出融資保証残高状況(内訳)



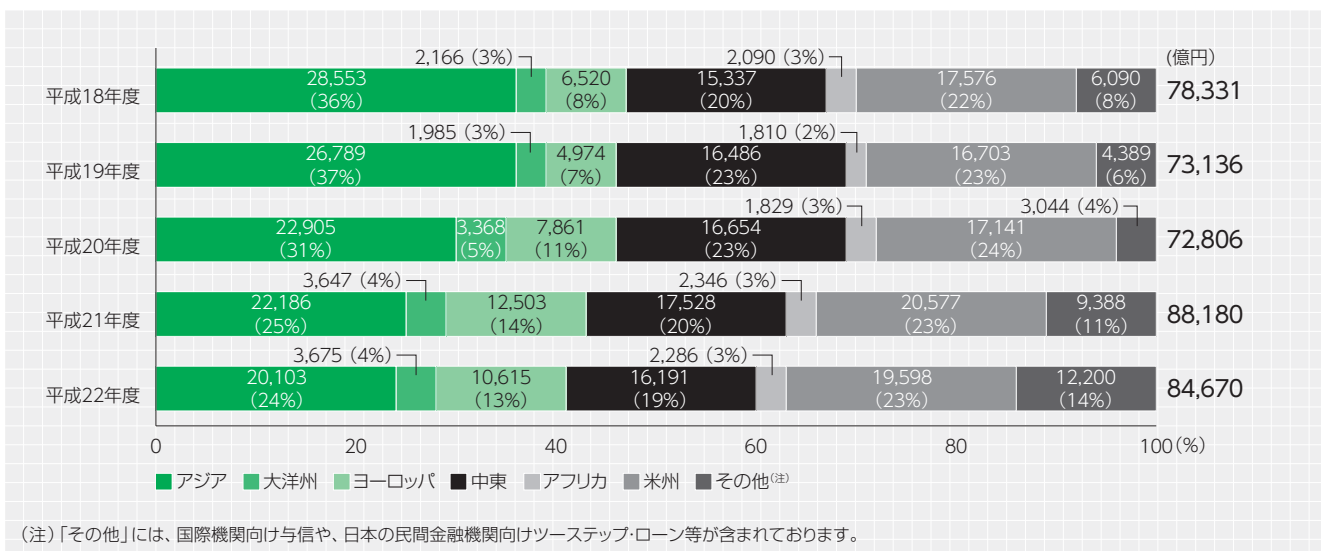
6 金融目的別出融資保証残高状況推移



7 地域別出融資残高状況(内訳)



8 地域別出融資残高状況推移



9 貸付金業種別内訳残高(平成22年度)

(単位:百万円)

業種別	合計	
	件数	貸出額
製造業	114	573,885
鉱業、採石業、砂利採取業	10	208,540
建設業	3	3,483
電気・ガス・熱供給・水道業	5	52,105
情報通信業	1	4,478
運輸業、郵便業	7	156,808
卸売業	21	674,697
金融業、保険業	15	1,332,577
物品賃貸業	40	26,423
学術研究、専門・技術サービス業	1	189
海外円借款、国内店名義現地貸	426	5,357,425
合計	643	8,390,612
うち中小企業向け	60	6,842

(注) 中小企業とは、国内の資本金または出資金が3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業またはサービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業またはサービス業は100人、小売業は50人)以下の会社および個人と、その会社および個人が出資する海外現地法人です。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成20年度下期	平成21年度	平成22年度	累計	うち	
					日本政策投資銀行向け	商工中金向け
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	57,047	39,782	17,265
貸付け等	11,303	35,294	4,052	50,650	33,385	17,265
CP取得	2,998	3,398	—	6,397	6,397	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	40,504	2,663	37,840
貸付け等	3,451	17,819	18,933	40,204	2,363	37,840
CP取得	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	300	300	—
利子補給	—	—	3	3	1	1

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成23年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2. 損害担保のうち、
 貸付け等の実績は、指定金融機関が平成23年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成23年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
 出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成22年9月末までに出資を履行した引受金額です。
 3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成22年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成22年度	累計
ツーステップ・ローン	200	200

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成23年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

2 財務の状況

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,354,455	借入金	22,036,903
現金	197	借入金	22,036,903
預け金	3,354,257	社債	5,670,825
有価証券	1,153,254	寄託金	37,735
国債	1,071,062	保険契約準備金	1,810,579
社債	1,049	その他負債	125,833
株式	2,030	未払費用	62,214
その他の証券	79,113	前受収益	43,822
貸出金	29,009,231	金融派生商品	1,899
証書貸付	29,009,231	リース債務	7,479
その他資産	1,059,184	その他の負債	10,417
前払費用	10,715	賞与引当金	5,167
未収収益	59,766	役員賞与引当金	25
金融派生商品	966,988	退職給付引当金	206,434
代理店貸	2,492	役員退職慰労引当金	116
その他の資産	19,221	補償損失引当金	59,757
有形固定資産	254,083	支払承諾	2,446,928
建物	28,739	負債の部合計	32,400,307
土地	104,352	(純資産の部)	
リース資産	3,752	資本金	3,352,547
建設仮勘定	115,793	資本剰余金	2,007,351
その他の有形固定資産	1,446	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	13,756	資本準備金	1,825,851
ソフトウェア	9,545	利益剰余金	△ 1,126,453
リース資産	3,342	利益準備金	745,412
その他の無形固定資産	869	その他利益剰余金	△ 1,871,865
支払承諾見返	2,446,928	繰越利益剰余金	△ 1,871,865
貸倒引当金	△ 501,025	株主資本合計	4,233,444
		その他有価証券評価差額金	△ 1,665
		繰延ヘッジ損益	157,781
		評価・換算差額等合計	156,115
		純資産の部合計	4,389,560
資産の部合計	36,789,867	負債及び純資産の部合計	36,789,867

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	768,105
資金運用収益	554,071
貸出金利息	484,591
有価証券利息配当金	970
買現先利息	123
預け金利息	4,419
金利スワップ受入利息	55,061
その他の受入利息	8,904
役務取引等収益	16,086
損害担保補償料	2,679
その他の役務収益	13,407
保険引受収益	147,864
保険料	147,864
その他業務収益	74
その他の業務収益	74
政府補給金収入	43,142
一般会計より受入	43,131
特別会計より受入	11
その他経常収益	6,865
株式等売却益	0
その他の経常収益	6,865
経常費用	1,643,704
資金調達費用	322,782
コールマネー利息	169
借入金利息	211,024
社債利息	100,094
その他の支払利息	11,493
役務取引等費用	12,790
損害担保補償金	4,589
その他の役務費用	8,200
保険引受費用	954,365
保険金	723,170
回収金	△ 139,910
保険契約準備金繰入額	371,104
その他業務費用	4,997
外国為替売却買損	2,501
国債等債券償却	189
社債発行費償却	1,695
金融派生商品費用	7
利子補給金	379
その他の業務費用	224
営業経費	132,987
その他経常費用	215,781
貸倒引当金繰入額	162,468
補償損失引当金繰入額	27,966
貸出金償却	19,937
株式等償却	442
その他の経常費用	4,966
経常損失	875,599
特別利益	2,683
固定資産処分益	1
償却債権取立益	2,670
その他の特別利益	11
特別損失	13,587
固定資産処分損	13,143
減損損失	441
その他の特別損失	2
当期純損失	886,503

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		利益剰余金合計	
資本金		前期末残高	△ 1,222,398
前期末残高	3,251,797	当期変動額	
当期変動額		国庫納付	△ 16,603
新株の発行	100,750	資本準備金の取崩(欠損填補)	999,052
当期変動額合計	100,750	当期純損失(△)	△ 886,503
当期末残高	3,352,547	当期変動額合計	95,945
資本剰余金		当期末残高	△ 1,126,453
経営改善資金特別準備金		株主資本合計	
前期末残高	181,500	前期末残高	4,434,501
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	新株の発行	702,050
当期末残高	181,500	国庫納付	△ 16,603
資本準備金		当期純損失(△)	△ 886,503
前期末残高	2,223,603	当期変動額合計	△ 201,056
当期変動額		当期末残高	4,233,444
新株の発行	601,300	評価・換算差額等	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 999,052	その他有価証券評価差額金	
当期変動額合計	△ 397,752	前期末残高	△ 687
当期末残高	1,825,851	当期変動額	
資本剰余金合計		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 977
前期末残高	2,405,103	当期変動額合計	△ 977
当期変動額		当期末残高	△ 1,665
新株の発行	601,300	繰延ヘッジ損益	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 999,052	前期末残高	140,795
当期変動額合計	△ 397,752	当期変動額	
当期末残高	2,007,351	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,985
利益剰余金		当期変動額合計	16,985
利益準備金		当期末残高	157,781
前期末残高	728,808	評価・換算差額等合計	
当期変動額		前期末残高	140,107
準備金繰入	16,603	当期変動額	
当期変動額合計	16,603	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,007
当期末残高	745,412	当期変動額合計	16,007
その他利益剰余金		当期末残高	156,115
繰越利益剰余金		純資産合計	
前期末残高	△ 1,951,207	前期末残高	4,574,609
当期変動額		当期変動額	
準備金繰入	△ 16,603	新株の発行	702,050
国庫納付	△ 16,603	国庫納付	△ 16,603
資本準備金の取崩(欠損填補)	999,052	当期純損失(△)	△ 886,503
当期純損失(△)	△ 886,503	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,007
当期変動額合計	79,341	当期変動額合計	△ 185,048
当期末残高	△ 1,871,865	当期末残高	4,389,560

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は463,919百万円であります。

国民一般向け業務勘定、農林水産業者向け業務勘定及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定において、債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

なお、国民一般向け業務勘定及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定については、東日本大震災の影響により、一時的に債務者の実態把握及び担保・保証の実査・再評価が困難なことにより、基準日における自己査定への反映ができない債務者が存在しております。これらの債務者については、震災の影響による信用リスクを考慮するため、基準日時点に付されている債務者区分の貸倒実績率に将来の見込等必要な修正を加えて将来の損失を合理的に見積り、貸倒引当金として計上しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等と比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（持分法に関する会計基準）

当事業年度から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 関係会社の株式及び出資総額54,223百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定35,305百万円、農林水産業者向け業務勘定1,568百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定22,488百万円及び国際協力銀行業務勘定8,969百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定136,178百万円、農林水産業者向け業務勘定82,436百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定358,787百万円及び国際協力銀行業務勘定97,717百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定85百万円及び農林水産業者向け業務勘定2,930百万円です。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、国際協力銀行業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定570,268百万円、農林水産業者向け業務勘定13,553百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定47,450百万円及び国際協力銀行業務勘定187,046百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定741,837百万円、農林水産業者向け業務勘定100,488百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定428,727百万円及び国際協力銀行業務勘定293,733百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することとはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は1,085,787百万円であります。

7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債5,670,825百万円の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 10,324百万円

9. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(46,703件) 1,869,023百万円

補償損失引当金 59,757百万円

差引額 1,809,266百万円

10. 1株当たりの純資産額0円57銭

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余金があるときは、その剰余金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 5物件	土地、建物	176
その他	遊休資産 21物件	土地、建物	265

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 2,210百万円

3. 1株当たりの当期純損失金額0円12銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,994,374,407,741	702,050,000,000	-	7,696,424,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 702,050,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨建取引から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

国際協力銀行業務勘定は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱への対処」のために必要な金融を行うことを目的とし、「輸出金融」「輸入金融」「投資金融」「事業開発等金融」「出資」（出資を除き、各々保証を含む）等を主要な業務として行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金等の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。このように、金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

駐留軍再編促進金融勘定は、当事業年度においては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付け等に関連して必要な業務を行っております。なお、当事業年度においては資金の貸付け、またそれに係る資金調達を行っておりません。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発し、又は製造する事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため主務大臣が指定する指定金融機関に対して、貸付けの業務を行っております。この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸付金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成されております。
金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

また、当業務勘定が負う為替リスクについては外貨建の社債発行に伴うものが該当しますが、当該リスクは通貨スワップを利用してフルヘッジしております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、主に社債であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。
金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金、有価証券であり、以下のリスクがあります。

(イ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、国債等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

へ 国際協力銀行業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務勘定の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

(ロ)市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ト 駐留軍再編促進金融勘定

当業務勘定においては、当事業年度末で資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定が保有する金融資産は現金預け金のみであり、金融負債はないことから、以下のリスクは限定的と考えられます。

(イ)市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定において当事業年度は金融資産・金融負債として保有するものは現金預け金のみであり、市場リスクは限定的と考えられます。

(ロ)流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、国からの交付金のみにより安定的な資金を確保しており、また当事業年度までは資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定の流動性リスクは限定的と考えられます。

チ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

リ 特定事業促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ)信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i)個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュフロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は55,453百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、27,249百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、取支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の長期化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は7,829百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、7,902百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金用途の妥当性を検証し、融資判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分が必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続に活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。債務者区分、資産分類ともに営業部店が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、前述の個別与信管理に加えて、平成17年度から、与信ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務は平成16年7月から新たに取り組んでおりますが、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

外貨建社債発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより社債発行時にフルヘッジすることを方針としております。スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワップ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は21,612百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、19,865百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターン率の設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は689百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、674百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、国債等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」及び「有価証券」であります。これらの金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 国際協力銀行業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度、及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況を経営陣に対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場合における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当業務は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいう民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当業務における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当業務は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量（VaR等）を計測しており、当事業年度の当業務における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a VaRの状況（当事業年度末）

① 金利VaR : 697億円

② 為替VaR : 459億円

b VaRの計測手法

① 金利VaR : ヒストリカル法

② 為替VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利VaRについてはVaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捕らわれないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

ト 駐留軍再編促進金融業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの交付金により調達した資金については、当座預金で管理し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、資金については当座預金で管理しているため、この金融商品については、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの交付金のみによっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

チ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

リ 特定事業促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注3）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,354,455	3,354,721	266
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 3,800 3,800 その他有価証券	1,071,356	1,072,551	1,194
(3) 貸出金 △465,749 貸倒引当金 ^(*)	28,962,571	3,800	-
	28,496,822	29,070,391	573,569
資産計	32,926,434	33,501,465	575,030
(1) 借入金	21,904,897	22,214,596	309,699
(2) 社債	5,670,825	5,787,285	116,460
負債計	27,575,722	28,001,882	426,159
デリバティブ取引 ^(**) ヘッジ会計が適用されていないもの (4) ヘッジ会計が適用されているもの 965,093	(4)	(4)	-
デリバティブ取引計	965,089	965,089	-

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(**) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、信用保険等業務勘定及び危機対応円滑化業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金には、変動金利によるものと固定金利によるものがありますが、それぞれ次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、「重要な会計方針6(1)」に記載のある基準日における自己査定への反映ができない債務者に対して追加計上した貸倒引当金については、当該算定した時価より控除しております。

なお、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。ただし、「重要な会計方針6(1)」に記載のある基準日における自己査定への反映ができない債務者に対して追加計上した貸倒引当金については、当該算定した時価より控除しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

該当ありません。

ホ 信用保険等業務勘定

該当ありません。

ヘ 国際協力銀行業務勘定

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フォワード・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ト 駐留軍再編促進金融勘定

該当ありません。

チ 危機対応円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

リ 特定事業促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当公庫の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、原則として一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。ただし、一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ及び先物外国為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は以下のとおりです。

補償引受残高 1,869,023百万円
補償損失引当金 59,757百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	21,937
②社債(特定資産担保証券) ^{(*)2}	754
③その他の証券(信託受益権) ^{(*)2}	2,659
④組出資金 ^{(*)3}	52,746
⑤証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)4}	46,659
⑥一般会計借入金 ^{(*)5}	131,300
⑦産業投資借入金 ^{(*)6}	706
合計	256,763

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を抽出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 組出資金のうち、組合財産が非上場株式会社など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*)4 挑戦支援資本強化特例制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)5 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)6 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	3,104,257	250,000	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2}						
満期保有目的の債券	1,050,359	34	—	20,983	—	—
其他有価証券	—	1,192	2,607	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	4,688,213	8,712,268	7,228,091	3,206,243	2,412,584	2,333,840
合計	8,842,830	8,963,494	7,230,699	3,227,226	2,412,584	2,333,840

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない327,573百万円は含めておりません。ただし、国民一般向け業務勘定において、貸出金のうち、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権等、償還予定額が見込めない100,416百万円は含めておりません。

(注5) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	3,633,023	7,242,880	6,580,623	2,316,247	1,336,543	796,284
社債	1,121,097	2,321,772	1,470,187	466,000	190,000	105,000
合計	4,754,121	9,564,653	8,050,811	2,782,247	1,526,543	901,284

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,112	22,307	1,194
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	21,112	22,307	1,194
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,049,949	1,049,949	—
	社債	294	294	—
	その他	—	—	—
	小計	1,050,244	1,050,244	—
合計		1,071,356	1,072,551	1,194

3. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成23年3月31日現在)
(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	54,223

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	583,400	583,400	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	754
その他	
非上場外国株式	15,095
非上場国内証券	2,884
非上場外国証券	5,139
合計	23,874

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△272,660
年金資産 (B)	67,197
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△205,462
未認識過去勤務債務 (D)	△3,665
未認識数理計算上の差異 (E)	2,693
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△206,434
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△206,434

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	7,337
利息費用	5,452
期待運用収益	△1,384
過去勤務債務の費用処理額	△164
数理計算上の差異の費用処理額	177
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	11,418

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	54,223百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	54,135百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	76百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	702,050	—	—
				政府補給金収入	4,326	—	—
				資金の受入 ^(注3)	4,972,810	借入金	21,824,109
				借入金の返済	3,990,970		
				借入金利息の支払	222,483	未払費用	37,446
				資金の預託 ^(注4)	2,375,300	預け金	1,771,500
				社債への被保証 ^(注5)	3,571,069	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省	政府補給金収入	13百万円
中小企業庁	政府補給金収入	18,333百万円
資源エネルギー庁	政府補給金収入	11百万円
厚生労働省	政府補給金収入	1,229百万円
農林水産省	政府補給金収入	19,229百万円
農林水産省	借入金の返済	12,001百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

前事業年度に関連当事者との取引として記載した取引(独立行政法人農林漁業信用基金との取引を除く。)は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、当事業年度から記載を省略しております。

3. 役員及び個人主要株主等

前事業年度に関連当事者との取引として記載した取引は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、当事業年度から記載を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 株式会社国際協力銀行法の可決・成立

平成23年4月28日に、第177回通常国会において、株式会社国際協力銀行法(以下「新JBIC法」という。)が可決・成立し、当公庫から国際協力銀行が分離することが決定いたしました。同法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下「新JBIC」という。)が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が新JBICに移管されます。

新JBICの設立に伴う株式は当公庫が引き受け、当該株式は、新JBICの成立時(平成24年4月1日)に当公庫から政府に無償譲渡されます。また同日付で、当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が新JBICに承継されます。承継される資産及び負債の価額は、新JBIC法上、評価委員が評価した価額によるものとされています。また、新JBICの成立日以降、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る損益が当公庫の損益として計上されないこととなります。なお、当公庫の国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定の状況についてはそれぞれの勘定の計算書類に示されているとおりです。

2. 株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成23年5月24日開催の取締役会決議により、平成23年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。株主割当による新株式の発行の概要

(1) 国民一般向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式74,614,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	74,614,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	74,614,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	東日本大震災復興特別貸付の金利引下げ等に伴うもの

(2) 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式8,973,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	8,973,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	8,973,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	資金の円滑な調達のために実質無担保・無保証での融資を行うためのもの

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式62,500,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	62,500,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	62,500,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	東日本大震災復興特別貸付の金利引下げ等に伴うもの

(4) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式77,100,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	77,100,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	77,100,000,000円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

発行する株式の種類及び数	普通株式281,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	281,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	281,300,000,000円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	東日本大震災復興緊急特例の創設に伴うもの

(5) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式44,100,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	44,100,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	44,100,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の用途	損害担保及び利子補給の原資に係るもの

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	55,773	借入金	5,843,032
現金	192	借入金	5,843,032
預け金	55,580	社債	989,602
貸出金	7,162,022	その他負債	19,404
証書貸付	7,162,022	未払費用	11,760
その他資産	17,381	リース債務	2,714
前払費用	3,101	その他の負債	4,929
未収収益	8,306	賞与引当金	2,972
代理店貸	1,894	役員賞与引当金	6
その他の資産	4,078	退職給付引当金	121,696
有形固定資産	105,133	役員退職慰労引当金	33
建物	17,936	負債の部合計	6,976,748
土地	47,610	(純資産の部)	
リース資産	1,863	資本金	637,848
建設仮勘定	36,791	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	931	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	4,544	利益剰余金	△ 596,757
ソフトウェア	3,604	その他利益剰余金	△ 596,757
リース資産	696	繰越利益剰余金	△ 596,757
その他の無形固定資産	243	株主資本合計	222,590
貸倒引当金	△ 145,514	純資産の部合計	222,590
資産の部合計	7,199,339	負債及び純資産の部合計	7,199,339

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	161,987
資金運用収益	152,501
貸出金利息	152,492
買現先利息	5
預け金利息	4
その他の受入利息	0
役務取引等収益	87
その他の役務収益	87
政府補給金収入	8,686
一般会計より受入	8,686
特別会計より受入	0
その他経常収益	712
その他の経常収益	712
経常費用	210,859
資金調達費用	51,630
コールマネー利息	49
借入金利息	40,670
社債利息	10,910
その他の支払利息	0
役務取引等費用	960
その他の役務費用	960
その他業務費用	349
社債発行費償却	349
営業経費	69,790
その他経常費用	88,127
貸倒引当金繰入額	82,653
貸出金償却	5,474
その他の経常費用	0
経常損失	48,871
特別利益	104
固定資産処分益	0
償却債権取立益	92
その他の特別利益	11
特別損失	6,081
固定資産処分損	5,740
減損損失	337
その他の特別損失	2
当期純損失	54,848

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	626,625
当期変動額	
新株の発行	11,223
当期変動額合計	11,223
当期末残高	637,848
資本剰余金	
経営改善資金特別準備金	
前期末残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
前期末残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	181,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 541,908
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 54,848
当期変動額合計	△ 54,848
当期末残高	△ 596,757
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 541,908
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 54,848
当期変動額合計	△ 54,848
当期末残高	△ 596,757
株主資本合計	
前期末残高	266,216
当期変動額	
新株の発行	11,223
当期純損失(△)	△ 54,848
当期変動額合計	△ 43,625
当期末残高	222,590
純資産合計	
前期末残高	266,216
当期変動額	
新株の発行	11,223
当期純損失(△)	△ 54,848
当期変動額合計	△ 43,625
当期末残高	222,590

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~50年
その他	2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は299,942百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

なお、東日本大震災の影響により、一時的に債務者の実態把握及び担保・保証の実査・再評価が困難なことにより、基準日における自己査定への反映ができない債務者が存在しております。これらの債務者については、震災の影響による信用リスクを考慮するため、基準日時点に付されている債務者区分の貸倒実績率に将来の見込等必要な修正を加えて将来の損失を合理的に見積り、貸倒引当金として計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は35,305百万円、延滞債権額は136,178百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は85百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は570,268百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は741,837百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は8,868百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は989,602百万円）の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,629百万円
- 1株当たりの純資産額0円27銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 4物件	土地、建物	90
その他	遊休資産 19物件	土地、建物	247

国民一般向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

2. 1株当たりの当期純損失金額0円6銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	808,125,000,000	11,223,000,000	—	819,348,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 11,223,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化するや与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(iii) 信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

□ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュフロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は55,453百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、27,249百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる一般会計借入金等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	55,773	55,773	-
(2) 貸出金	7,162,022		
貸倒引当金 ^(*)	△145,325		
	7,016,696	7,119,868	103,171
資産計	7,072,469	7,175,641	103,171
(1) 借入金	5,711,700	5,752,398	40,698
(2) 社債	989,602	1,003,111	13,508
負債計	6,701,302	6,755,509	54,206

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、「重要な会計方針3(1)」に記載のある基準日における自己査定への反映ができない債務者に対して追加計上した貸倒引当金については、当該算定した時価より控除しております。

なお、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①一般会計借入金 ^(*)	131,300
②産業投資借入金 ^(**)	32
合計	131,332

(*) 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(**) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	55,580	—	—	—	—	—
貸出金 ^(**)	1,606,690	2,723,773	1,632,871	674,010	303,619	120,641
合計	1,662,270	2,723,773	1,632,871	674,010	303,619	120,641

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(**) 貸出金のうち、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権等、償還予定額が見込めない100,416百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,690,398	2,655,232	1,259,016	83,443	23,640	—
社債	260,000	440,000	180,000	110,000	—	—
合計	1,950,398	3,095,232	1,439,016	193,443	23,640	—

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△158,694
年金資産 (B)	38,527
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△120,166
未認識過去勤務債務 (D)	△2,161
未認識数理計算上の差異 (E)	631
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△121,696
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△121,696

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4,211
利息費用	3,189
期待運用収益	△791
過去勤務債務の費用処理額	△18
数理計算上の差異の費用処理額	△10
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6,580

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	11,223	-	-
				政府補給金収入	3,857	-	-
				資金の受入 ^(注3)	1,965,005	借入金	5,711,732
				借入金の返済	1,873,297		
				借入金利息の支払	40,669	未払費用	8,904
社債への被保証 ^(注4)	589,607	-	-				

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 3,600百万円
厚生労働省 政府補給金収入 1,229百万円
資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

前事業年度に関連当事者との取引として記載した取引は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、当事業年度から記載を省略しております。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成23年5月24日開催の取締役会決議により、平成23年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式74,614,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	74,614,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	74,614,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	東日本大震災復興特別貸付の金利引下げ等に伴うもの

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	48,097	借入金	2,062,455
現金	1	借入金	2,062,455
預け金	48,096	社債	174,920
有価証券	2,030	寄託金	37,735
株式	2,030	その他負債	10,173
貸出金	2,548,718	未払費用	8,157
証書貸付	2,548,718	前受収益	1
その他資産	18,868	リース債務	543
前払費用	2,426	その他の負債	1,471
未収収益	15,116	賞与引当金	559
代理店貸	597	役員賞与引当金	6
その他の資産	726	退職給付引当金	22,989
有形固定資産	37,093	役員退職慰労引当金	29
建物	2,370	支払承諾	724
土地	7,309	負債の部合計	2,309,594
リース資産	506	(純資産の部)	
建設仮勘定	26,802	資本金	325,400
その他の有形固定資産	104	利益剰余金	2,655
無形固定資産	1,752	利益準備金	2,797
ソフトウェア	1,551	その他利益剰余金	△ 141
リース資産	10	繰越利益剰余金	△ 141
その他の無形固定資産	190	株主資本合計	328,055
支払承諾見返	724		
貸倒引当金	△ 19,635	純資産の部合計	328,055
資産の部合計	2,637,650	負債及び純資産の部合計	2,637,650

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	73,321
資金運用収益	53,858
貸出金利息	53,827
買現先利息	11
預け金利息	18
その他の受入利息	0
役務取引等収益	7
その他の役務収益	7
政府補給金収入	19,190
一般会計より受入	19,190
その他経常収益	264
その他の経常収益	264
経常費用	72,112
資金調達費用	46,490
コールマネー利息	0
借入金利息	40,721
社債利息	3,157
その他の支払利息	2,611
役務取引等費用	5,679
その他の役務費用	5,679
その他業務費用	112
社債発行費償却	112
営業経費	15,893
その他経常費用	3,936
貸倒引当金繰入額	3,851
貸出金償却	84
その他の経常費用	0
経常利益	1,208
特別利益	1,961
固定資産処分益	0
償却債権取立益	1,961
特別損失	3,311
固定資産処分損	3,268
減損損失	42
当期純損失	141

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	325,400
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	325,400
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	2,797
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,797
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 141
当期変動額合計	△ 141
当期末残高	△ 141
利益剰余金合計	
前期末残高	2,797
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 141
当期変動額合計	△ 141
当期末残高	2,655
株主資本合計	
前期末残高	328,197
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 141
当期変動額合計	△ 141
当期末残高	328,055
純資産合計	
前期末残高	328,197
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 141
当期変動額合計	△ 141
当期末残高	328,055

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,331百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（持分法に関する会計基準）

当事業年度から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 関係会社の株式総額2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,568百万円、延滞債権額は82,436百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,930百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,553百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は100,488百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は75,081百万円です。

7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は174,920百万円）の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,334百万円
9. 1株当たりの純資産額 1円00銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	土地	25
その他	遊休資産 2物件	土地、建物	17

農林水産業者向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、当該資産を独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

3. 1株当たりの当期純損失金額0円00銭

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	325,400,000,000	-	-	325,400,000,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされており、

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達には財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレートガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。

このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の長期化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、7,829百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、7,902百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	48,097	48,101	3
(2)貸出金	2,548,718		
貸倒引当金 ^(*)	△ 19,466		
	2,529,251	2,676,105	146,854
資産計	2,577,349	2,724,206	146,857
(1)借入金	2,062,455	2,132,825	70,370
(2)社債	174,920	180,789	5,868
(3)寄託金	37,735	29,326	△ 8,408
負債計	2,275,111	2,342,941	67,829

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金はすべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*)	2,030

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	48,096	-	-	-	-	-
貸出金 ^(*)	239,491	446,045	359,778	282,276	332,959	794,035
合計	287,587	446,045	359,778	282,276	332,959	794,035

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない94,131百万円は含めておりません。

(注4) 社債及び借入金等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	186,939	383,113	351,215	294,139	330,202	516,844
社債	-	51,000	13,000	26,000	-	85,000
寄託金	-	-	-	237	2,216	35,281
合計	186,939	434,113	364,215	320,377	332,418	637,126

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金（平成23年3月31日現在）

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,100	1,100	-

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△30,570
年金資産 (B)	7,688
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△22,881
未認識過去勤務債務 (D)	△211
未認識数理計算上の差異 (E)	103
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△22,989
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△22,989

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	824
利息費用	611
期待運用収益	△159
過去勤務債務の費用処理額	△1
数理計算上の差異の費用処理額	△4
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	1,269

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,843百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	22百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	資金の受入 ^(注2)	170,000	借入金	1,980,960
				借入金の返済	276,084		
				借入金利息の支払	43,320	未払費用	6,078
				資金の預託 ^(注3)	6,500	預け金	6,500
				社債への被保証 ^(注4)	25,974	-	-

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 19,190百万円、
借入金の返済 12,001百万円

2. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

3. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	1,690	寄託金	37,735
				寄託金の返還	1,243		

(注) 1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成23年5月24日開催の取締役会決議により、平成23年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式8,973,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	8,973,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	8,973,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の用途	資金の円滑な調達のために実質無担保・無保証での融資を行うためのもの

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,413	借入金	3,871,964
現金	2	借入金	3,871,964
預け金	64,411	社債	1,802,750
有価証券	2,264	その他負債	17,076
社債	294	未払費用	11,101
その他の証券	1,969	前受収益	1
貸出金	6,164,738	リース債務	2,978
証書貸付	6,164,738	その他の負債	2,994
その他資産	10,133	賞与引当金	974
前払費用	2,934	役員賞与引当金	5
未収収益	5,186	退職給付引当金	40,466
その他の資産	2,012	役員退職慰労引当金	20
有形固定資産	52,730	支払承諾	282
建物	4,361	負債の部合計	5,733,541
土地	13,454	(純資産の部)	
リース資産	909	資本金	768,035
建設仮勘定	33,843	利益剰余金	△ 402,219
その他の有形固定資産	160	その他利益剰余金	△ 402,219
無形固定資産	4,115	繰越利益剰余金	△ 402,219
ソフトウェア	2,092	株主資本合計	365,815
リース資産	1,924		
その他の無形固定資産	98		
支払承諾見返	282		
貸倒引当金	△ 199,322	純資産の部合計	365,815
資産の部合計	6,099,356	負債及び純資産の部合計	6,099,356

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	124,973
資金運用収益	109,857
貸出金利息	109,799
有価証券利息配当金	33
預け金利息	25
役務取引等収益	69
その他の役務収益	69
その他業務収益	0
金融派生商品収益	0
政府補給金収入	14,338
一般会計より受入	14,326
特別会計より受入	11
その他経常収益	707
株式等売却益	0
その他の経常収益	707
経常費用	169,601
資金調達費用	50,848
コールマネー利息	119
借入金利息	27,792
社債利息	22,935
役務取引等費用	165
その他の役務費用	165
その他業務費用	658
国債等債券償却	68
社債発行費償却	579
その他の業務費用	9
営業経費	26,211
その他経常費用	91,718
貸倒引当金繰入額	85,129
貸出金償却	6,145
株式等償却	441
その他の経常費用	1
経常損失	44,628
特別利益	191
償却債権取立益	191
特別損失	5,289
固定資産処分損	5,255
減損損失	33
当期純損失	49,727

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	724,285
当期変動額	
新株の発行	43,750
当期変動額合計	43,750
当期末残高	768,035
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 352,492
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 49,727
当期変動額合計	△ 49,727
当期末残高	△ 402,219
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 352,492
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 49,727
当期変動額合計	△ 49,727
当期末残高	△ 402,219
株主資本合計	
前期末残高	371,792
当期変動額	
新株の発行	43,750
当期純損失(△)	△ 49,727
当期変動額合計	△ 5,977
当期末残高	365,815
純資産合計	
前期末残高	371,792
当期変動額	
新株の発行	43,750
当期純損失(△)	△ 49,727
当期変動額合計	△ 5,977
当期末残高	365,815

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は147,412百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

なお、東日本大震災の影響により、一時的に債務者の実態把握及び担保・保証の実査・再評価が困難なことにより、基準日における自己査定への反映ができない債務者が存在しております。これらの債務者については、震災の影響による信用リスクを考慮するため、基準日時点に付されている債務者区分の貸倒実績率に将来の見込等必要な修正を加えて将来の損失を合理的に見積り、貸倒引当金として計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

外貨建社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。振当処理によっている通貨スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は22,488百万円、延滞債権額は358,787百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額に該当する債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,450百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は428,727百万円であります。
 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
 なお、当事業年度末における未実行残高は126,817百万円であります。
6. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は1,802,750百万円）の一般担保に供しております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,587百万円
8. 1株当たりの純資産額0円47銭
9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
 同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
 なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 2物件	土地、建物	33

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 1株当たりの当期純損失金額0円6銭

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	724,285,000,000	43,750,000,000	—	768,035,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 43,750,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨建取引から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成されております。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

また、当業務勘定が負う為替リスクについては外貨建の社債発行に伴うものが該当しますが、当該リスクは通貨スワップを利用してフルヘッジしております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続に活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。債務者区分、資産分類ともに営業部店が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、前述の個別与信管理に加えて、平成17年度から、与信ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、平成16年7月から新たに組み込んでおりますが、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

外貨建社債発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより社債発行時にフルヘッジすることを方針としております。スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワップ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は21,612百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、19,865百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	64,413	64,413	-
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	294	294	-
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	6,118,079 △178,640		
	5,939,439	6,157,991	218,551
資産計	6,004,148	6,222,699	218,551
(1) 借入金	3,871,290	3,909,567	38,277
(2) 社債	1,802,750	1,828,426	25,676
負債計	5,674,040	5,737,993	63,953

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。ただし、「重要な会計方針5(1)」に記載のある基準日における自己査定への反映ができない債務者に対して追加計上した貸倒引当金については、当該算定した時価より控除しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。ただし、一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	1,969
②証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)2}	46,659
③産業投資借入金 ^{(*)3}	674
合計	49,303

(*)1 その他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を抽出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化されたその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 挑戦支援資本強化特別制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)3 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	64,411	-	-	-	-	-
有価証券 ^{(*)2} 満期保有目的の債券	259	34	-	-	-	-
貸出金 ^{(*)2}	1,267,702	2,059,419	1,407,884	732,167	344,195	228,934
合計	1,332,373	2,059,453	1,407,884	732,167	344,195	228,934

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない124,436百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	891,816	1,487,642	939,794	299,961	252,750	—
社債	357,710	736,000	440,000	180,000	90,000	—
合計	1,249,526	2,223,642	1,379,794	479,961	342,750	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	294	294	—

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他 非上場国内証券	1,969

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△54,162
年金資産 (B)	13,707
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△40,455
未認識過去勤務債務 (D)	△1,210
未認識数理計算上の差異 (E)	1,199
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△40,466
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△40,466

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1,459
利息費用	1,073
期待運用収益	△283
過去勤務債務の費用処理額	△128
数理計算上の差異の費用処理額	90
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2,212

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	43,750	—	—
				資金の受入 ^(注3)	1,398,080	借入金	3,871,964
				借入金の返済	886,861		
				借入金利息の支払	27,771	未払費用	7,338
				社債への被保証 ^(注4)	1,321,775	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 14,326百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 11百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

前事業年度に関連当事者との取引として記載した取引は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、当事業年度から記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当公庫は、平成23年5月24日開催の取締役会決議により、平成23年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式62,500,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	62,500,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	62,500,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の使途	東日本大震災復興特別貸付の金利引下げ等に伴うもの

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	943	その他負債	39
現金	0	未払費用	2
預け金	943	その他の負債	37
有価証券	22,557	賞与引当金	1
国債	21,112	役員賞与引当金	0
社債	754	退職給付引当金	27
その他の証券	689	役員退職慰労引当金	0
その他資産	35	支払承諾	2,654
未収収益	13	負債の部合計	2,722
その他の資産	21	(純資産の部)	
支払承諾見返	2,654	資本金	24,476
貸倒引当金	△ 232	利益剰余金	△ 1,240
		その他利益剰余金	△ 1,240
		繰越利益剰余金	△ 1,240
		株主資本合計	23,235
		純資産の部合計	23,235
資産の部合計	25,957	負債及び純資産の部合計	25,957

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	423
資金運用収益	365
有価証券利息配当金	364
買現先利息	0
預け金利息	1
役務取引等収益	56
その他の役務収益	56
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	229
資金調達費用	9
借入金利息	0
社債利息	9
役務取引等費用	39
その他の役務費用	39
その他業務費用	125
国債等債券償却	120
社債発行費償却	0
その他の業務費用	4
営業経費	54
その他経常費用	1
株式等償却	1
経常利益	194
特別利益	489
貸倒引当金戻入益	489
当期純利益	683

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,476
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	24,476
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 1,924
当期変動額	
当期純利益	683
当期変動額合計	683
当期末残高	△ 1,240
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 1,924
当期変動額	
当期純利益	683
当期変動額合計	683
当期末残高	△ 1,240
株主資本合計	
前期末残高	22,551
当期変動額	
当期純利益	683
当期変動額合計	683
当期末残高	23,235
純資産合計	
前期末残高	22,551
当期変動額	
当期純利益	683
当期変動額合計	683
当期末残高	23,235

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
----------	---

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるおります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定においては社債は発行していません。
- 1株当たりの純資産額0円94銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1株当たりの当期純利益金額0円2銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	-	-	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性の高いものに限定されております。当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、主に社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用していません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は689百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、674百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	943	943	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	21,112	22,307	1,194
資産計	22,056	23,251	1,194

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券) ^{(*)1}	754
②その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	689
③クレジット・デフォルト・スワップ ^{(*)2}	-
合計	1,444

(*)1 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業向け貸出債権を参照しており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	943	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	20,983	-	-
合計	943	-	-	20,983	-	-

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,112	22,307	1,194

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)
(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	754
その他 非上場国内証券	689
合計	1,444

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△36
年金資産 (B)	6
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△29
未認識過去勤務債務 (D)	△2
未認識数理計算上の差異 (E)	5
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△27
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△27

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	2
利息費用	0
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	3

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,106,778	保険契約準備金	1,810,579
現金	0	その他負債	2,151
預け金	2,106,778	未払費用	19
有価証券	695,994	リース債務	952
国債	695,994	その他の負債	1,180
その他資産	10,442	賞与引当金	181
前払費用	2,018	役員賞与引当金	1
未収収益	479	退職給付引当金	8,817
その他の資産	7,944	役員退職慰労引当金	4
有形固定資産	21,460	負債の部合計	1,821,736
建物	581	(純資産の部)	
土地	2,095	資本剰余金	1,825,851
リース資産	414	資本準備金	1,825,851
建設仮勘定	18,352	利益剰余金	△ 812,011
その他の有形固定資産	16	その他利益剰余金	△ 812,011
無形固定資産	899	繰越利益剰余金	△ 812,011
ソフトウェア	84	株主資本合計	1,013,839
リース資産	492		
その他の無形固定資産	322	純資産の部合計	1,013,839
資産の部合計	2,835,575	負債及び純資産の部合計	2,835,575

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	151,365
資金運用収益	3,279
有価証券利息配当金	168
買現先利息	31
預け金利息	3,078
保険引受収益	147,864
保険料	147,864
その他経常収益	221
その他の経常収益	221
経常費用	964,471
保険引受費用	954,365
保険金	723,170
回収金	△ 139,910
保険契約準備金繰入額	371,104
営業経費	5,207
その他経常費用	4,899
その他の経常費用	4,899
経常損失	813,106
特別利益	1,130
固定資産処分益	1,130
特別損失	36
固定資産処分損	8
減損損失	27
当期純損失	812,011

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,223,603
当期変動額	
新株の発行	601,300
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 999,052
当期変動額合計	△ 397,752
当期末残高	1,825,851
資本剰余金合計	
前期末残高	2,223,603
当期変動額	
新株の発行	601,300
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 999,052
当期変動額合計	△ 397,752
当期末残高	1,825,851
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 999,052
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	999,052
当期純損失(△)	△ 812,011
当期変動額合計	187,040
当期末残高	△ 812,011
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 999,052
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	999,052
当期純損失(△)	△ 812,011
当期変動額合計	187,040
当期末残高	△ 812,011
株主資本合計	
前期末残高	1,224,551
当期変動額	
新株の発行	601,300
当期純損失(△)	△ 812,011
当期変動額合計	△ 210,711
当期末残高	1,013,839
純資産合計	
前期末残高	1,224,551
当期変動額	
新株の発行	601,300
当期純損失(△)	△ 812,011
当期変動額合計	△ 210,711
当期末残高	1,013,839

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年~47年
その他	2年~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、信用保険等業務勘定においては社債は発行していません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 434百万円
- 1株当たりの純資産額0円24銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

- その他の経常費用には、保険料の返還金4,828百万円が含まれております。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	土地	27

信用保険等業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、当該資産を独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

- 1株当たりの当期純損失金額0円21銭

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,561,077,407,741	601,300,000,000	—	4,162,377,407,741

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 601,300,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金、有価証券であり、以下のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、国債等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、国債等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」及び「有価証券」であります。これらの金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,106,778	2,107,041	263
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	695,994	695,994	—
資産計	2,802,772	2,803,036	263

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

国債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	1,856,778	250,000	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	696,100	—	—	—	—	—
合計	2,552,878	250,000	—	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	695,994	695,994	-

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△11,828
年金資産 (B)	3,051
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△8,777
未認識過去勤務債務 (D)	△158
未認識数理計算上の差異 (E)	118
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△8,817
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△8,817

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	279
利息費用	234
期待運用収益	△63
過去勤務債務の費用処理額	△16
数理計算上の差異の費用処理額	10
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	443

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	601,300	-	-
				資金の預託 ^(注2)	2,368,800	預け金	1,765,000

(注)1.増資の引受は、当公庫が行った株主割増増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2.資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

当公庫は、平成23年5月24日開催の取締役会決議により、平成23年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。
株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式77,100,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	77,100,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	77,100,000,000円
払込期日	平成23年7月4日
資金の用途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

発行する株式の種類及び数	普通株式281,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	281,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	281,300,000,000円
払込期日	平成23年7月4日
資金の用途	東日本大震災復興緊急特例の創設に伴うもの

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	978,074	借入金	5,502,495
現金	0	借入金	5,502,495
預け金	978,074	社債	2,703,551
有価証券	76,453	その他負債	71,181
その他の証券	76,453	未払費用	29,911
貸出金	8,376,794	前受収益	38,881
証書貸付	8,376,794	金融派生商品	1,899
その他資産	1,001,457	リース債務	290
前払費用	234	その他の負債	198
未収収益	29,379	賞与引当金	465
金融派生商品	966,988	役員賞与引当金	6
その他の資産	4,855	退職給付引当金	12,135
有形固定資産	37,664	役員退職慰労引当金	28
建物	3,488	支払承諾	2,443,266
土地	33,881	負債の部合計	10,733,129
リース資産	58	(純資産の部)	
建設仮勘定	2	資本金	1,091,000
その他の有形固定資産	233	利益剰余金	801,398
無形固定資産	2,349	利益準備金	742,615
ソフトウェア	2,116	その他利益剰余金	58,783
リース資産	218	繰越利益剰余金	58,783
その他の無形固定資産	14	株主資本合計	1,892,398
支払承諾見返	2,443,266	その他有価証券評価差額金	△ 1,665
貸倒引当金	△ 134,417	繰延ヘッジ損益	157,781
		評価・換算差額等合計	156,115
		純資産の部合計	2,048,513
資産の部合計	12,781,643	負債及び純資産の部合計	12,781,643

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	197,217
資金運用収益	178,661
貸出金利息	122,329
有価証券利息配当金	48
預け金利息	1,199
金利スワップ受入利息	55,061
その他の受入利息	22
役務取引等収益	13,183
その他の役務収益	13,183
その他業務収益	74
その他の業務収益	74
その他経常収益	5,298
その他の経常収益	5,298
経常費用	147,576
資金調達費用	118,777
借入金利息	55,696
社債利息	63,081
役務取引等費用	1,332
その他の役務費用	1,332
その他業務費用	3,370
外国為替売買損	2,501
社債発行費償却	651
金融派生商品費用	8
その他の業務費用	209
営業経費	15,861
その他経常費用	8,233
貸出金償却	8,232
その他の経常費用	0
経常利益	49,641
特別利益	9,142
固定資産処分益	0
貸倒引当金戻入益	8,715
償却債権取立益	425
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純利益	58,783

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		繰延ヘッジ損益	
資本金		前期末残高	140,795
前期末残高	1,055,500	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,985
新株の発行	35,500	当期変動額合計	16,985
当期変動額合計	35,500	当期末残高	157,781
当期末残高	1,091,000	評価・換算差額等合計	
利益剰余金		前期末残高	140,107
利益準備金		当期変動額	
前期末残高	726,011	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,007
当期変動額		当期変動額合計	16,007
準備金繰入	16,603	当期末残高	156,115
当期変動額合計	16,603	純資産合計	
当期末残高	742,615	前期末残高	1,954,826
その他利益剰余金		当期変動額	
繰越利益剰余金		新株の発行	35,500
前期末残高	33,207	国庫納付	△ 16,603
当期変動額		当期純利益	58,783
準備金繰入	△ 16,603	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,007
国庫納付	△ 16,603	当期変動額合計	93,687
当期純利益	58,783	当期末残高	2,048,513
当期変動額合計	25,575		
当期末残高	58,783		
利益剰余金合計			
前期末残高	759,218		
当期変動額			
国庫納付	△ 16,603		
当期純利益	58,783		
当期変動額合計	42,179		
当期末残高	801,398		
株主資本合計			
前期末残高	1,814,718		
当期変動額			
新株の発行	35,500		
国庫納付	△ 16,603		
当期純利益	58,783		
当期変動額合計	77,679		
当期末残高	1,892,398		
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△ 687		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 977		
当期変動額合計	△ 977		
当期末残高	△ 1,665		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~50年
その他	2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,232百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（持分法に関する会計基準）

当事業年度から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社への出資総額52,193百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,969百万円、延滞債権額は97,717百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は187,046百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は293,733百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は875,019百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、国際協力銀行業務勘定の発行する社債は2,703,551百万円)の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,337百万円
9. 1株当たりの純資産額 1円87銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
その他経常取引に係る収益総額 2,210百万円
2. 1株当たりの当期純利益金額 0円5銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,055,500,000,000	35,500,000,000	—	1,091,000,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 35,500,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。
また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。当業務勘定は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱への対処」のために必要な金融を行うことを目的とし、「輸出金融」「輸入金融」「投資金融」「事業開発等金融」「出資」（出資を除き、各々保証を含む）等を主要な業務として行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金等の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。このように、金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務勘定の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度、及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況を経営陣に対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債務国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当業務は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当業務における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当業務は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR等) を計測しており、当事業年度の当業務における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。

a VaRの状況 (当事業年度末)

- ① 金利 VaR : 697億円
② 為替 VaR : 459億円

b VaRの計測手法

- ① 金利 VaR : ヒストリカル法
② 為替 VaR : 分散共分散法
定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利 VaRについては VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捕らわれないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

八 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2) 参照)。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	978,074	978,074	—
(2) 有価証券 その他有価証券	3,800	3,800	—
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	8,376,794 △120,414		
	8,256,380	8,324,476	68,096
資産計	9,238,255	9,306,351	68,096
(1) 借入金	5,502,495	5,599,191	96,696
(2) 社債	2,703,551	2,774,959	71,407
負債計	8,206,046	8,374,150	168,104
デリバティブ取引 ^(**)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	965,093	965,093	—
デリバティブ取引計	965,089	965,089	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(**) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN(フォワード・レート・ノート)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当業務勘定の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ及び先物外国為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(*1)	19,907
②組合出資金 ^(*2)	52,746
合計	72,653

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*1)	978,074	—	—	—	—	—
有価証券 ^(*2) その他有価証券	—	1,192	2,607	—	—	—
貸出金 ^(*2)	1,078,144	1,970,380	2,275,246	951,556	1,081,671	910,789
合計	2,056,218	1,971,572	2,277,853	951,556	1,081,671	910,789

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない109,005百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	367,683	1,204,243	2,478,286	1,072,471	379,812	—
社債	503,387	1,094,772	837,187	150,000	100,000	20,000
合計	871,070	2,299,015	3,315,473	1,222,471	479,812	20,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成23年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	52,193

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	503,800	503,800	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	
非上場外国株式	15,095
非上場国内証券	224
非上場外国証券	5,139

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△ 16,969
年金資産 (B)	4,134
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△ 12,834
未認識過去勤務債務 (D)	81
未認識数理計算上の差異 (E)	617
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△ 12,135
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△ 12,135

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	545
利息費用	334
期待運用収益	△ 83
過去勤務債務の費用処理額	0
数理計算上の差異の費用処理額	89
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	886

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 52,193百万円
 持分法を適用した場合の投資の金額 52,292百万円
 持分法を適用した場合の投資利益の金額 98百万円

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	35,500	—	—
				資金の受入 ^(注2)	1,014,444	借入金	5,502,495
				借入金の返済	626,657		
				借入金利息の支払	55,696	未払費用	13,863
				社債への被保証 ^(注3)	1,633,712	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割増増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 2. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
 3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

平成23年4月28日に、第177回通常国会において、株式会社国際協力銀行法(以下「新JBIC法」という。)が可決・成立し、国際協力銀行は当公庫から分離することが決定いたしました。同法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下「新JBIC」という。)が成立し、同日付で、新JBICに当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が移管されます。

新JBICの設立に伴う株式は当公庫が引き受け、当該株式は、新JBICの成立時(平成24年4月1日)に当公庫から政府に無償譲渡されます。また同日付で、当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が新JBICに承継されます。承継される資産及び負債の価額は、新JBIC法上、評価委員が評価した価額によるものとされています。また、新JBICの成立日以降、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る損益が当公庫の損益として計上されないこととなります。なお、これによる国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定並びに新JBICのキャッシュ・フローに与える影響はありません。

第3期末(平成23年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	359	その他負債	1
預け金	359	未払費用	1
その他資産	0	賞与引当金	4
その他の資産	0	役員賞与引当金	0
有形固定資産	0	退職給付引当金	113
その他の有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	0
		負債の部合計	119
		(純資産の部)	
		利益剰余金	241
		その他利益剰余金	241
		繰越利益剰余金	241
		株主資本合計	241
		純資産の部合計	241
資産の部合計	360	負債及び純資産の部合計	360

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	411
政府補給金収入	411
一般会計より受入	411
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	170
役務取引等費用	22
その他の役務費用	22
営業経費	147
経常利益	241
当期純利益	241

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	241
当期変動額合計	241
当期末残高	241
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	241
当期変動額合計	241
当期末残高	241
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	241
当期変動額合計	241
当期末残高	241
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	241
当期変動額合計	241
当期末残高	241

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

その他 2年～20年

2 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、駐留軍再編促進金融勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、当事業年度においては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付け等に関連して必要な業務を行っております。なお、当事業年度においては資金の貸付け、またそれに係る資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、当業務勘定においては、当事業年度末で資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定が保有する金融資産は現金預け金のみであり、金融負債はないことから、以下のリスクは限定的と考えられます。

イ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定において当事業年度は金融資産・金融負債として保有するものは現金預け金のみであり、市場リスクは限定的と考えられます。

ロ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、国からの交付金のみにより安定的な資金を確保しており、また当事業年度までは資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定の流動性リスクは限定的と考えられます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレートガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの交付金により調達した資金については、当座預金で管理し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、資金については当座預金で管理しているため、この金融商品については、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの交付金のみによっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	359	359	—
資産計	359	359	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	359	—	—	—	—	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△159
年金資産 (B)	38
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△120
未認識過去勤務債務 (E)	0
未認識数理計算上の差異 (D)	5
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△113
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△113

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	5
利息費用	3
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	8

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

当業務勘定においては出資金を受け入れておりませんが、政府補給金収入として411百万円を受け入れております。

(重要な後発事象)

平成23年4月28日に、第177回通常国会において、株式会社国際協力銀行法(以下「新JBIC法」という。)が可決・成立し、国際協力銀行は当公庫から分離することが決定いたしました。同法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下「新JBIC」という。)が成立し、同日付で、新JBICに当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が移管されます。

新JBICの設立に伴う株式は当公庫が引き受け、当該株式は、新JBICの成立時(平成24年4月1日)に当公庫から政府に無償譲渡されます。また同日付で、当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が新JBICに承継されます。承継される資産及び負債の価額は、新JBIC法上、評価委員が評価した価額によるものとされています。また、新JBICの成立日以降、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る損益が当公庫の損益として計上されないこととなります。なお、これによる国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定並びに新JBICのキャッシュ・フローに与える影響はありません。

危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務勘定

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	99,880	借入金	4,736,957
預け金	99,880	借入金	4,736,957
有価証券	353,955	その他負債	6,284
国債	353,955	未払費用	1,260
貸出金	4,736,957	前受収益	4,938
証書貸付	4,736,957	リース債務	0
その他資産	1,345	その他の負債	85
前払費用	0	賞与引当金	6
未収収益	1,283	役員賞与引当金	0
その他の資産	61	退職給付引当金	154
有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	59,757
無形固定資産	82	負債の部合計	4,803,160
ソフトウェア	82	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	505,668
貸倒引当金	△ 1,895	利益剰余金	△ 118,502
		その他利益剰余金	△ 118,502
		繰越利益剰余金	△ 118,502
		株主資本合計	387,165
		純資産の部合計	387,165
資産の部合計	5,190,325	負債及び純資産の部合計	5,190,325

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	58,794
資金運用収益	55,546
貸出金利息	46,142
有価証券利息配当金	356
買現先利息	73
預け金利息	92
その他の受入利息	8,881
役務取引等収益	2,681
損害担保補償料	2,679
その他の役務収益	2
政府補給金収入	502
一般会計より受入	502
その他経常収益	62
その他の経常収益	62
経常費用	88,259
資金調達費用	55,024
借入金利息	46,142
その他の支払利息	8,881
役務取引等費用	4,589
損害担保補償金	4,589
その他業務費用	381
社債発行費償却	2
利子補給金	379
営業経費	201
その他経常費用	28,062
貸倒引当金繰入額	30
補償損失引当金繰入額	27,966
その他の経常費用	64
経常損失	29,464
当期純損失	29,464

第3期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	495,511
当期変動額	
新株の発行	10,157
当期変動額合計	10,157
当期末残高	505,668
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 89,037
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 29,464
当期変動額合計	△ 29,464
当期末残高	△ 118,502
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 89,037
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 29,464
当期変動額合計	△ 29,464
当期末残高	△ 118,502
株主資本合計	
前期末残高	406,473
当期変動額	
新株の発行	10,157
当期純損失(△)	△ 29,464
当期変動額合計	△ 19,307
当期末残高	387,165
純資産合計	
前期末残高	406,473
当期変動額	
新株の発行	10,157
当期純損失(△)	△ 29,464
当期変動額合計	△ 19,307
当期末残高	387,165

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、危機対応円滑化業務勘定においては社債は発行していません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 損害担保契約の補償引受額
補償引受残高(46,703件) 1,869,023百万円
補償損失引当金 59,757百万円
差引額 1,809,266百万円
- 1株当たりの純資産額0円76銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1株当たりの当期純損失金額0円5銭

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	495,511,000,000	10,157,000,000	—	505,668,000,000

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 10,157,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関です。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しています。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等(出資を含む。))に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。

これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレートガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	99,880	99,880	-
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	353,955	353,955	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(*)	4,736,957 △1,894		
	4,735,062	4,771,978	36,916
資産計	5,188,898	5,225,814	36,916
借入金	4,736,957	4,800,477	63,520
負債計	4,736,957	4,800,477	63,520

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 有価証券

債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて現在価値を算定しています。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は以下のとおりです。

補償引受残高 1,869,023百万円

補償損失引当金 59,757百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	99,880	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	354,000	-	-	-	-	-
貸出金	496,186	1,510,149	1,547,311	561,232	342,639	279,440
合計	950,066	1,510,149	1,547,311	561,232	342,639	279,440

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	496,186	1,510,149	1,547,311	561,232	342,639	279,440

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	353,955	353,955	-

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	78,500	78,500	-

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△198
年金資産 (B)	35
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△163
未認識過去勤務債務 (D)	△2
未認識数理計算上の差異 (E)	11
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△154
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△154

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	8
利息費用	3
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	11

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	10,157	-	-
				政府補給金収入	57	-	-
				資金の受入 ^(注3)	405,281	借入金	4,736,957
				借入金の返済	328,070		
				借入金利息の支払	55,024	未払費用	1,259

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 406百万円

農林水産省 政府補給金収入 38百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割増増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

前事業年度に関連当事者との取引として記載した取引は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、当事業年度から記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当公庫は、平成23年5月24日開催の取締役会決議により、平成23年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。
株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式44,100,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	44,100,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	44,100,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成23年7月4日
資金の用途	損害担保及び利子補給の原資に係るもの

第3期末(平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	132	借入金	20,000
預け金	132	借入金	20,000
貸出金	20,000	その他負債	0
証書貸付	20,000	未払費用	0
その他資産	0	その他の負債	0
前払費用	0	賞与引当金	1
未収収益	0	退職給付引当金	32
その他の資産	0	負債の部合計	20,034
無形固定資産	12	(純資産の部)	
ソフトウェア	12	資本金	120
貸倒引当金	△ 8	利益剰余金	△ 16
		その他利益剰余金	△ 16
		繰越利益剰余金	△ 16
		株主資本合計	103
		純資産の部合計	103
資産の部合計	20,137	負債及び純資産の部合計	20,137

第3期(平成22年8月16日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	13
資金運用収益	0
貸出金利息	0
政府補給金収入	13
一般会計より受入	13
経常費用	30
資金調達費用	0
借入金利息	0
営業経費	22
その他経常費用	8
貸倒引当金繰入額	8
経常損失	16
当期純損失	16

第3期(平成22年8月16日から平成23年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	120
当期変動額合計	120
当期末残高	120
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 16
当期変動額合計	△ 16
当期末残高	△ 16
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 16
当期変動額合計	△ 16
当期末残高	△ 16
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	120
当期純損失(△)	△ 16
当期変動額合計	103
当期末残高	103
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	120
当期純損失(△)	△ 16
当期変動額合計	103
当期末残高	103

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特定事業促進円滑化業務勘定においては社債は発行していません。

3. 1株当たりの純資産額0円85銭

4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており。

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており。

(損益計算書関係)

1. 1株当たりの当期純損失金額0円17銭

2. 当公庫では、費用又は収益であって、各業務勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものを、共通経費等として各業務勘定へ配賦しております。

共通経費等の配賦基準は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第6条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令(平成22年財務省・経済産業省令第1号)第2条により適用される株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第11条第4項に基づき、主務大臣からの承認を受けることとなっております。

当事業年度においては当該共通経費等の配賦基準に基づき、当業務勘定に対して共通経費等を配賦しておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	120,000,000	—	120,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 120,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされており。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発し、又は製造する事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため主務大臣が指定する指定金融機関に対して、貸付けの業務を行っております。

この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸付金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸付金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

□ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	132	132	—
(2) 貸出金	20,000		
貸倒引当金 ^(*)	△8		
	19,992	19,971	△20
資産計	20,124	20,103	△20
借入金	20,000	20,136	136
負債計	20,000	20,136	136

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて現在価値を算定しています。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	132	—	—	—	—	—
貸出金	—	2,500	5,000	5,000	7,500	—
合計	132	2,500	5,000	5,000	7,500	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	—	2,500	5,000	5,000	7,500	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△39
年金資産 (B)	6
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△32
未認識過去勤務債務 (D)	△0
未認識数理計算上の差異 (E)	0
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△32
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△32

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	2
利息費用	0
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	2

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	120	-	-
				資金の受入 ^(注3)	20,000	借入金	20,000
				借入金利息の支払	0	未払費用	0

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 13百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）」に基づきリスク管理債権を算出しています。

■ リスク管理債権

（単位：百万円）

	国民生活事業 （国民一般向け業務勘定）	農林水産事業 （農林水産業者向け業務勘定）	中小企業事業 （中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定）	国際協力銀行 （国際協力銀行業務勘定）
破綻先債権	35,305	1,568	22,488	8,969
延滞債権	136,178	82,436	358,787	97,717
3カ月以上延滞債権	85	2,930	—	—
貸出条件緩和債権	570,268	13,553	47,450	187,046
合計	741,837	100,488	428,727	293,733
リスク管理債権合計／貸出金残高（%）	10.36	3.94	6.95	3.51

（リスク管理債権）

破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

■ 金融再生法開示債権

（単位：百万円）

	国民生活事業 （国民一般向け業務勘定）	農林水産事業 （農林水産業者向け業務勘定）	中小企業事業 （中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定）	国際協力銀行 （国際協力銀行業務勘定）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	116,943	6,708	68,727	8,969
危険債権	55,371	77,344	312,892	97,717
要管理債権	570,353	16,483	47,450	187,046
小計①	742,668	100,536	429,070	293,733
正常債権	6,428,471	2,464,069	5,741,543	10,555,352
合計②	7,171,140	2,564,606	6,170,842	10,849,086
（①／②）（%）	10.36	3.92	6.95	2.71

（注）1. 当公庫は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。

（注）2. 中小企業事業の合計②は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

（金融再生法開示債権）

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

危険債権とは、債務者の経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ①平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方
 国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。
 特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

②役員報酬基準の改定内容

- 総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
 ・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.24%)。
 ・特別調整手当の支給割合を引き上げた(17%→18%)。
 ・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.15ヵ月)。

- 副総裁 同上
 専務取締役 同上
 常務取締役 同上
 取締役 同上
 常勤監査役 同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
総裁	22,965	14,448	5,917	2,600(特別調整手当)			※
A副総裁	21,954	13,812	5,656	2,486(特別調整手当)			*
B副総裁	21,954	13,812	5,656	2,486(特別調整手当)			*
C専務取締役	21,114	13,200	5,538	2,376(特別調整手当)			*※
D専務取締役	20,851	13,200	5,275	2,376(特別調整手当)			*※
E専務取締役	21,114	13,200	5,538	2,376(特別調整手当)			*※
F専務取締役	20,851	13,200	5,275	2,376(特別調整手当)			※
G専務取締役	20,493	12,784	5,408	2,301(特別調整手当)			*※
H常務取締役	17,969	11,376	4,546	2,047(特別調整手当)			*※
I常務取締役	17,969	11,376	4,546	2,047(特別調整手当)			*
J常務取締役	18,197	11,376	4,773	2,047(特別調整手当)			※
K常務取締役	17,969	11,376	4,546	2,047(特別調整手当)			*
L常務取締役	5,305	2,596	2,241	467(特別調整手当)		6月22日	*※
M常務取締役	18,197	11,376	4,773	2,047(特別調整手当)			※
N取締役	16,794	10,632	4,248	1,913(特別調整手当)			※
O取締役	17,007	10,632	4,461	1,913(特別調整手当)			*※
P取締役	16,794	10,632	4,248	1,913(特別調整手当)			※
Q取締役	17,007	10,632	4,461	1,913(特別調整手当)			※
R取締役	16,794	10,632	4,248	1,913(特別調整手当)			※
S取締役	16,794	10,632	4,248	1,913(特別調整手当)			※
T取締役	11,902	8,210	2,214	1,477(特別調整手当)	6月22日		※
U取締役(非常勤)	7,960	7,960	0	0		1月31日	
V取締役(非常勤)	9,552	9,552	0	0			
W監査役	15,641	9,840	4,030	1,771(特別調整手当)			※
X監査役	15,641	9,840	4,030	1,771(特別調整手当)			
Y監査役(非常勤)	8,352	8,352	0	0			
Z監査役(非常勤)	8,352	8,352	0	0			

- 注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
 注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。
 注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘要	前職
		年	月				
総裁						該当なし	
副総裁						該当なし	
専務取締役						該当なし	
常務取締役A	3,491	1年	9月	22.6.22	1.4	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績助案率の対象は3,491千円	*※
取締役						該当なし	
常勤監査役						該当なし	

- 注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ①人件費管理の基本方針
 国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。
 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。
- ②職員給与決定の基本方針
 ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方
 社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。
 イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
 職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・奨励手当・賞与・特別手当に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
グレード給	職員の職責・勤務成績を、グレード給に反映させている。
奨励手当・賞与・特別手当	職員の勤務成績・職務能力等を、奨励手当・賞与・特別手当に反映させている。

注：「グレード給」とは、管理職に支給する職員給のうち成績に応じて変動する部分である。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

1 国家公務員の給与改定等を踏まえ、次のとおり改定を行った。

- ・国家公務員の俸給改定と同水準となるよう、本俸月額を下げた。
- ・特別手当支給月数を引き下げた（年間▲0.2ヵ月）。
- ・地域手当・特別都市手当の支給割合を一部の事業本部で国家公務員に準じて引き上げた。

2 前1以外に、次のとおり改定を行った。

職務・職責に応じた処遇を行うため、役割の大きさ等に応じたポイントを付与することにより、退職手当額を算出する「ポイント制退職金」を、一部の事業本部で実施した。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	平成21年度の年間給与額(平均)(千円)		
			総額	うち所定内	うち賞与
常勤職員	7,124	40.6	7,819	5,763	2,056
事務・技術	7,113	40.6	7,821	5,765	2,056
自動車運転手	11	55.0	6,439	4,910	1,529
在外職員	32	41.6	16,629	14,604	2,025
任期付職員	75	39.2	2,854	2,666	188
事務・技術	75	39.2	2,854	2,666	188
再任用職員	54	62.5	3,861	3,347	514
事務・技術	52	62.5	3,878	3,363	515
自動車運転手	2	-	-	-	-

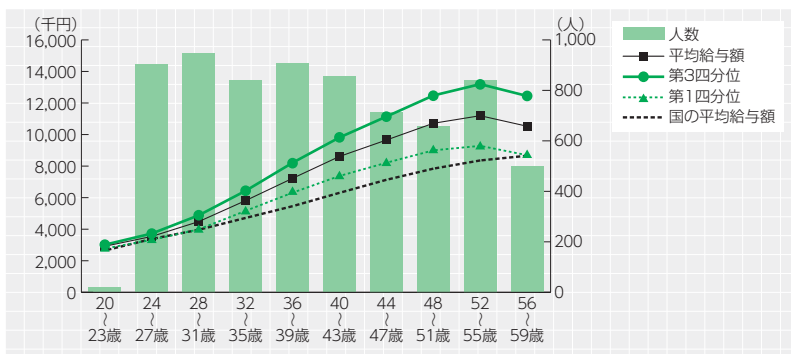
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:再任用職員のうち自動車運転手については、人員が2名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④及び⑥において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
管理職(部長級)	457	53.4	12,983	13,765	14,348
管理職(課長級)	1,589	47.5	9,944	11,053	12,080
非管理職	5,142	37.3	4,139	6,046	7,623

③職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	7,113	457(6.4%)	1,589(22.3%)	5,067(71.2%)
年齢(最高～最低)(歳)		59～45	59～36	59～22
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		12,323～7,715	10,824～5,314	10,077～2,026
年間給与額(最高～最低)(千円)		17,343～11,078	15,290～7,086	13,059～2,682

(任期付職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	75	0(0.0%)	0(0.0%)	75(100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		—	—	64～24
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		—	—	2,898～2,400
年間給与額(最高～最低)(千円)		—	—	3,087～2,580

④賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	65.4	67.6	66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	34.6	32.4	33.5
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	46.7	49.4	48.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	53.3	50.6	51.9
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 128.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																																	
指数の状況	<p>対国家公務員 128.4</p> <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>126.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>124.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>124.4</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	126.6		学歴勘案	124.9		地域・学歴勘案	124.4																								
参考	地域勘案	126.6																																
	学歴勘案	124.9																																
	地域・学歴勘案	124.4																																
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材である。</p> <p>2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「124.4」となり、勘案前の「128.4」から「4.0」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。</p> <p>①民間金融機関との比較例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与(千円)</th> <th>平均年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>7,821</td> <td>40.6</td> </tr> <tr> <td>都市銀行A</td> <td>8,317</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>信託銀行B</td> <td>8,017</td> <td>40.4</td> </tr> <tr> <td>地方銀行C</td> <td>7,928</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>地方銀行D</td> <td>7,601</td> <td>39.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成22年3月期)出所</p> <p>②学歴別の人員構成(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>83.2</td> <td>10.9</td> <td>5.9</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>51.6</td> <td>12.9</td> <td>35.5</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成22年国家公務員給与等実態調査出所</p>		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	7,821	40.6	都市銀行A	8,317	37.8	信託銀行B	8,017	40.4	地方銀行C	7,928	40.0	地方銀行D	7,601	39.5		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	83.2	10.9	5.9	0.0	国家公務員行政職(一)	51.6	12.9	35.5	0.0
	年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																																
当公庫	7,821	40.6																																
都市銀行A	8,317	37.8																																
信託銀行B	8,017	40.4																																
地方銀行C	7,928	40.0																																
地方銀行D	7,601	39.5																																
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																														
当公庫	83.2	10.9	5.9	0.0																														
国家公務員行政職(一)	51.6	12.9	35.5	0.0																														

③地域別の人員構成 (%)		
	1～5級地	その他
当公庫	67.3	32.7
国家公務員行政職(一)	59.3	40.7

注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。
注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの
注3:国家公務員のデータは、平成22年国家公務員給与等実態調査出所

【主務大臣の検証結果】
給与水準については、専門性を有する人材確保のため民間金融機関の給与水準等も踏まえたものとしているが、従来より、人事院勧告に準じた給与改定を行う等予算額の圧縮に努めているところ。23年度以降についても引き続き人事院勧告に準じた給与改定を行う等の努力が求められる。

【国からの財政支出について】
支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 1.5%
(国からの財政支出額 46,335,064千円、支出予算の総額 3,008,747,892千円;平成22年度予算)

【検証結果】
給与水準については、上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人員費予算の範囲内で適正に執行・管理している。

【累積欠損額について】
累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,951,207百万円(これにより株主資本合計は4,434,501百万円)(平成21年度決算)

【検証結果】
給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している

講ずる措置
当公庫では、国内事業本部において、従来の年功的な給与制度を改正し、平成23年度より職責と業績に応じた給与制度へ統一したことにより、在職年数に対応した給与体系とは異なる制度に移行している。今後は民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も動向しつつ、経過期間を含めて新しい給与制度を適正に運用し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。

○比較対象職員の状況

①表(職種別支給状況)の常勤職員の事務・技術職種7,113人及び①表(同)の任期付職員の事務・技術職種75人 計7,188人
7,188人の平均年齢40.6歳、平均年間給与額7,769千円

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成22年度)(千円)	前年度(平成21年度)(千円)	比較増△減	
給与・報酬等支給総額(A)	65,563,743	66,341,157	▲777,414	-(1.2%)
退職手当支給額(B)	5,109,202	4,719,769	389,433	(8.3%)
非常勤役員等給与(C)	1,605,875	1,231,536	374,339	(30.4%)
福利厚生費(D)	12,197,839	12,062,465	135,374	(1.1%)
最広義人件費(A+B+C+D)	84,476,659	84,354,927	121,732	(0.1%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目(A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減の取組を継続し、平成17年度予算定員を基準として5%以上の純減を目標とすることを基本とする。

2 進捗状況

(1) 基準年度(平成17年度)の人員数

8,364人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)の役員員数の合計人数)

(2) 各年度末の人員数

平成18年度:8,323人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成19年度:8,274人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成20年度:8,141人

平成21年度:8,129人

平成22年度:8,123人

(3) 各年度末の人員純減率

平成18年度: $(8,323-8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 0.5\%$

平成19年度: $(8,274-8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 1.1\%$

平成20年度: $(8,141-8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 2.7\%$

平成21年度: $(8,129-8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 2.8\%$

平成22年度: $(8,123-8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 2.9\%$

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人員数(人)	8,364	8,323	8,274	8,141	8,129	8,123
人員純減率(%)		▲0.5	▲1.1	▲2.7	▲2.8	▲2.9

【主務大臣の検証結果】

上記のとおり目標に基づき人員管理を行っている。

なお、平成23年度までの時限措置として、経済危機対応に伴う増員が認められている(平成25年度までに上記目標を達成できる見込み)。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）（抜粋）

（目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（株式の政府保有）

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（政府の出資）

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

（役員等の選任及び解任等の決議）

第六条 公庫の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。）を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務（第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。）に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の場合により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。))に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務)

ては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(国内金融業務等の借入金及び社債)

第四十九条 公庫が国内金融業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する

政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(国際協力銀行業務の借入金及び社債)

第五十条 公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の方法及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係

る財務及び会計に関する事項 財務大臣

三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十二号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	<p>農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達困難なものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。八において同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 ク 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ケ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの コ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めるところを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十一	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十二	食品(飲食品のうち薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) 証券化支援業務 (略)

別表第三(第十一条関係)

一	設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
二	重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
三	我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
四	外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
五	外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。
六	海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

平成23年8月発行

発行：株式会社 日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>

